

総合特区・規制改革小委員会（第6回）

（総合特区・規制制度改革・環境未来都市・都市再生基本方針）

－ 成長戦略・経済対策 PT －

1. 挨拶

2. 地域活性化統合事務局からの報告と質疑応答
 - （1）構造改革提案について
 - （2）総合特区の対象規制改革優先検討事項について
 - （3）総合特区の税制対応について

3. 総合特区の規制改革対応について
（小委員会役員からの提案と質疑応答）

4. 「20年以上経過している規制・制度」の現状認識と見直しの方針について
ヒアリングと質疑応答（厚生労働省）
 - （1）対象規制の全容（規制主体、便益・費用分析等）
 - （2）対象規制見直しについての考え方と対応

5. その他

総合特区法案（仮称）のポイント

1. 法律・制度に要求・期待される一般的効能

- (1) 原則や法理構造への対応力
- (2) 現実への対応力

2. 上記1の両者を両立させるための対応

- (1) 法律改正・制定
- (2) 法律解釈（現行法の運用）

3. 考慮すべき3つの留意点

- (1) 国会中心立法の原則
- (2) 国民主権の原則
- (3) 時代の要請（社会環境の変化）

上記「1 (1)・3 (1)」vs「1 (2)・3 (2) (3)」の対立構造への対応が本法の本質的使命（役割）。「政令上書き」「条例上書き」の双方を活用することを想定する。

4. 改革（試行）の対象

- (1) 限定する（可とする分野を列挙する個別列挙型、ポジティブリスト型）
- (2) 限定しない（絶対的に不可という分野を列挙するネガティブリスト型）

5. 地方公共団体を中心とする総合特区の申請主体に対する認識

- (1) 性善説で捉える
- (2) 性悪説で捉える

6. 総合特区法の運用に当たっての想定（その1）

- (1) コンフリクトの発生を想定する（解決のためのプロトコルが必要）
- (2) コンフリクトの発生を想定しない

7. 総合特区の運用に当たっての想定（その2）

- (1) 評価基準、中止基準を設ける
- (2) 評価基準、中止基準を設けない

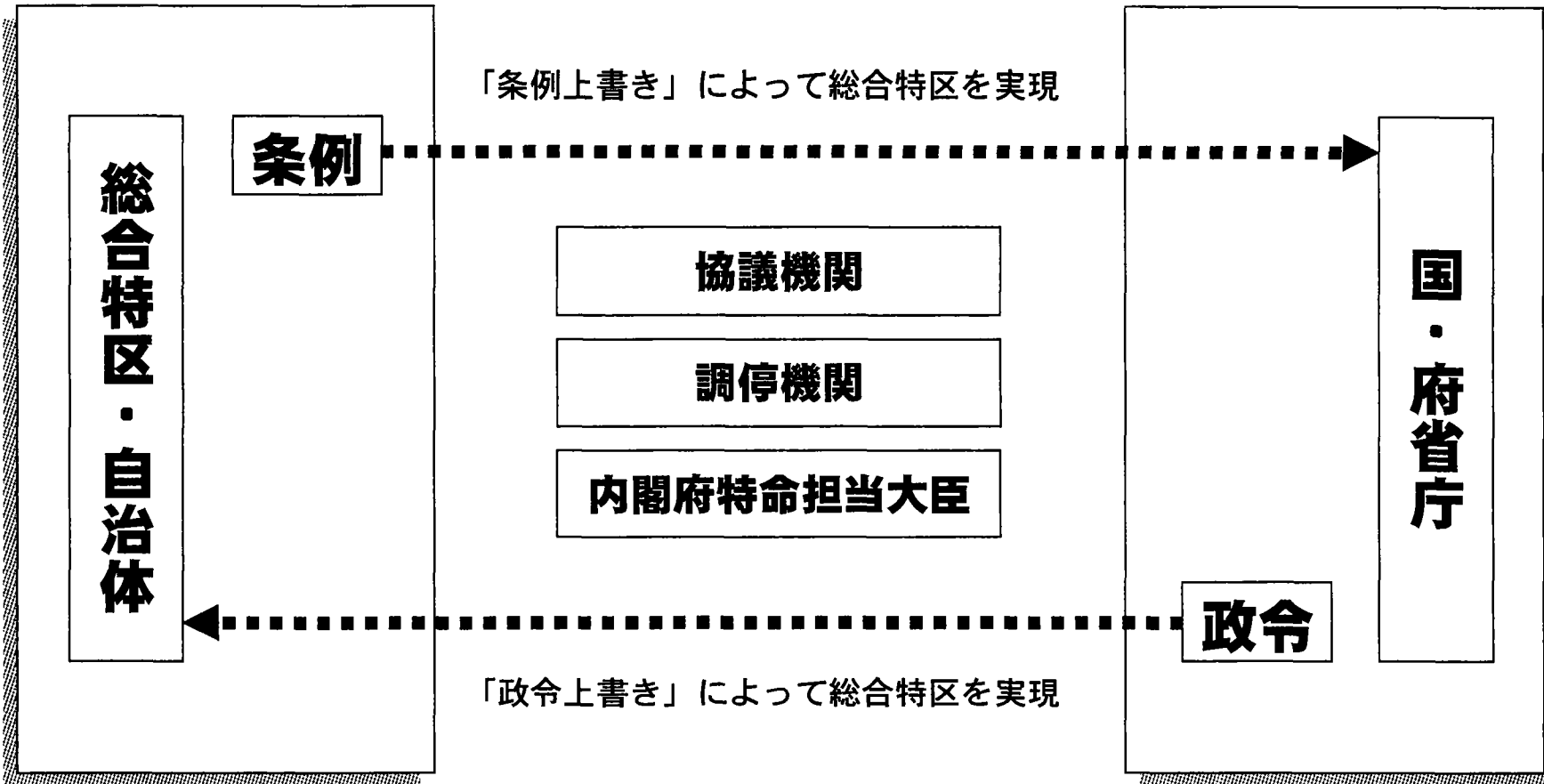
総合特区法案（仮称）の考え方

		国・総合特区（地方自治体）間の調整機能			
		想定せず	国・地方 協議機関	国・地方 調停機関	内閣府特命 担当大臣
事前合意モデル	個別列挙型				
政令上書きモデル	ポジティブリスト型				
	ネガティブリスト型				
条例上書きモデル	ポジティブリスト型				
	ネガティブリスト型				

(注 1) 「個別列挙型」は、総合特区法（仮称）対象となる個別具体的な規制・制度改革について全て事前合意して明記。「ポジティブリスト型」は、対象となる分野・法律等を明記。「ネガティブリスト型」は、対象となり得ない分野・法律等を明記。

(注 2) 調整機関としての「内閣府特命担当大臣」の権能は、内閣府設置法第 12 条第 1 項（関係行政機関の長に対する必要な資料の提出や説明の要求）、第 2 項（勧告）、第 3 項（勧告に基づいてとった措置に対する報告要求）、第 4 項（勧告した事項に関し特に必要があると認める時は、総理大臣に対し当該事項について内閣法第 6 条〈総理大臣の指揮監督〉の規定による措置がとられるよう意見具申）等を活用する。

総合特区法案（仮称）の骨格



制定又は最終改正から 20 年以上経過した許認可等の見直しについて

厚生労働省における制定又は最終改正から 20 年以上経過した許認可等は、大きく以下のとおり分類される。

1. 国民の生命を保護する目的の規制・制度 ……100項目

- ・ 感染症の国内侵入を防ぐために要する規制
例：検疫済証のない航空機を着陸させ、若しくは着水させる許可
- ・ 保健衛生上の危害を防止するとともに、必要な医療の提供を確保するための麻薬等に係る規制
例：医療用麻薬又は家庭麻薬製造の許可

2. 労働者の生命、財産等を保護する目的の規制・制度 ……94項目

- ・ 特に大規模な災害を招く恐れのある機械や化学物質等に係る規制
例：クレーン特例報告、鉛健康診断結果報告
- ・ 労働者の生命、財産や権利を保護するための規制
例：労働者死傷病報告、貯蓄金管理協定の届出、解雇制限除外認定

3. 国家資格や法人などの質を担保するための規制 ……258項目

- ・ 国家資格等の質を担保するための規制
例：医師免許、看護師養成所の指定
- ・ 法人、組合等の質を担保するための規制
例：(2 以上の都道府県で事業を行う) 医療法人の設立認可、社会福祉法人の設立認可

(参考)

「規制に係る総括的報告(平成22年7月20日公表)」における厚生労働省の所管する制定又は最終改正から20年以上経過した許認可等の数は447項目(上記では、7月時点で漏れのあった5項目を追加し、合計452項目となっている)。

うち9月30日時点で見直しを行うものは1項目(寄附金募集の許可)を提出済み。

規制に係る総括報告 許認可等単位（厚生労働省分のうち20年経過した項目を抜粋したもの）

番号				2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	規制権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	
5	医政局	総務課	診療科名の広告の許可	医療法第6条の6第1項	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				許可	○			◎(昭和35年)
7	医政局	指導課	医療法人の設立の認可	医療法第44条第1項第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、医政局長)	○		○		認可	○			◎(昭和25年)
8	医政局	指導課	医療法人の理事数の例外の認可	医療法第46条の2第1項ただし書第68条の2第1項	○				都道府県知事 地方厚生局長	○		○		認可	○			◎(昭和61年)
9	医政局	指導課	医療法人の理事長医師又は歯科医師の例外の認可	医療法第46条の3第1項ただし書第68条の2第1項	○				都道府県知事 地方厚生局長	○		○		認可	○			◎(昭和61年)
10	医政局	指導課	医療法人の特別代理人の選任	医療法第46条第4第6項第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣(医政局長、医政局指導課長)	○		○		選任	○			◎(昭和25年)
11	医政局	指導課	医療法人の管理者理事の例外の認可	医療法第47条第1項ただし書第68条の2第1項	○				都道府県知事 地方厚生局長	○		○		認可	○			◎(昭和61年)
12	医政局	指導課	医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可	医療法第50条第1項第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣(医政局指導課長)	○		○		認可	○			◎(昭和25年)
13	医政局	指導課	医療法人の事務所所在地又は公告の方法変更の届出	医療法第50条第3項第68条の2第1項	○				都道府県知事 地方厚生局長	○		○		届出		○		◎(昭和45年)
15	医政局	指導課	医療法人の解散の認可	医療法第55条第6項第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣(医政局長)	○		○		認可	○			◎(昭和25年)
16	医政局	指導課	医療法人の解散の届出	医療法第55条第8項第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣	○		○		届出		○		◎(昭和25年)
19	医政局	指導課	清算中に就職した清算人による届出	医療法第56条の6第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣(医政局長)	○		○		届出		○		◎(昭和25年)
20	医政局	指導課	清算終了の届出	医療法第56条の11第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣(医政局長)	○		○		届出		○		◎(昭和25年)
21	医政局	指導課	医療法人の合併の認可	医療法第57条第4項第68条の2第1項	○				都道府県知事 厚生労働大臣(厚生労働事務次官)	○		○		認可	○			◎(昭和25年)
24	医政局	総務課	病院報告	医療法施行令第4条の8		○			厚生労働大臣	○				報告		○		◎○(昭和26年)
33	医政局	指導課	排水設備又は排気設備が一定能力を有することの承認	医療法施行規則第30条の11第2項			○		厚生労働大臣	○				承認	○			◎(昭和64年)
34	医政局	医事課	医師免許	医師法第2条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○			◎(昭和23年)
35	医政局	医事課	医師の氏名等の届出	医師法第6条第3項	○				厚生労働大臣	○				届出		○		◎(昭和23年)
37	医政局	医事課	医師国家試験及び医師国家試験予備試験	医師法第10条	○				厚生労働大臣	○				試験	○			◎(昭和23年)
38	医政局	医事課	外国の医学校等を卒業した者等の受験資格の認定	医師法第11条第3号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定	○			◎(昭和23年)

番号	1. 所管部署			2. 設置根拠					3. 規制主体・内訳					4. 規制手段			
	所管局等名	所管部署名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
41	医政局	医事課	医籍の訂正	医師法施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣(医政局医事課長)	○				訂正	○		◎(昭和28年)
42	医政局	医事課	医師の死亡、失そう宣告による医籍登録の抹消	医師法施行令第6条第2項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				抹消	○		◎(昭和28年)
43	医政局	医事課	医師免許証の書換交付	医師法施行令第8条第1項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○		◎(昭和28年)
47	医政局	歯科保健課	歯科医師の免許	歯科医師法第2条	○				厚生労働大臣	○				免許	○		◎(昭和23年)
48	医政局	歯科保健課	歯科医師の届出	歯科医師法第6条第3項	○				厚生労働大臣	○				届出		○	◎(昭和23年)
50	医政局	歯科保健課	歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験	歯科医師法第9条	○				厚生労働大臣	○				試験	○		◎(昭和23年)
51	医政局	歯科保健課	外国の歯科医学校を卒業した者等の受験資格の認定	歯科医師法第11条第3号	○				厚生労働大臣	○				認定	○		◎(昭和23年)
54	医政局	歯科保健課	歯科医籍の訂正	歯科医師法施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣	○				訂正	○		◎(昭和28年)
55	医政局	歯科保健課	死亡等による歯科医籍登録の抹消	歯科医師法施行令第6条第2項		○			厚生労働大臣	○				抹消	○		◎(昭和28年)
56	医政局	歯科保健課	歯科医師免許証の書換交付	歯科医師法施行令第8条第1項		○			厚生労働大臣	○				書換	○		◎(昭和28年)
60	医政局	歯科保健課	歯科衛生士の免許	歯科衛生士法第3条	○				厚生労働大臣	○				免許	○		◎(昭和23年)
61	医政局	歯科保健課	歯科衛生士の試験	歯科衛生士法第10条	○				厚生労働大臣	○				試験	○		◎(昭和23年)
62	医政局	歯科保健課	歯科衛生士養成所の指定	歯科衛生士法第12条第2号		○			地方厚生局長	○				指定	○		◎(昭和23年)
63	医政局	歯科保健課	外国の歯科衛生士学校等を卒業した者等の受験資格の認定	歯科衛生士法第12条第3号	○				厚生労働大臣	○				認定	○		◎(昭和23年)
67	医政局	歯科保健課	歯科衛生士名簿の訂正	歯科衛生士法施行規則第3条第1項			○		厚生労働大臣	○				訂正	○		◎(平成元年)
68	医政局	歯科保健課	歯科衛生士の死亡等に伴う登録の抹消	歯科衛生士法施行規則第4条第2項			○		厚生労働大臣	○				抹消	○		◎(平成元年)
69	医政局	歯科保健課	歯科衛生士免許証の書換え交付	歯科衛生士法施行規則第5条第1項			○		厚生労働大臣	○				書換	○		◎(平成元年)
70	医政局	歯科保健課	歯科技工士の免許	歯科技工士法第3条	○				厚生労働大臣	○				免許	○		◎(昭和30年)
71	医政局	歯科保健課	歯科技工士の試験	歯科技工士法第12条	○				厚生労働大臣(都道府県知事)	○	○			試験	○		◎(昭和30年)
72	医政局	歯科保健課	歯科技工士養成所の指定	歯科技工士法第14条第2号		○			地方厚生局長	○				指定	○		◎(昭和30年)

番号	1. 所管局等名			2. 設置根拠					3. 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	知分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
73	医政局	歯科保健課	外国の歯科技工士学校等を卒業した者等の受験資格の認定	歯科技工士法第14条第4号	○				厚生労働大臣	○				認定	○			③(昭和30年)
74	医政局	歯科保健課	歯科技工士名簿の訂正	歯科技工士法施行令第3条第1項		○			厚生労働大臣	○				訂正	○			③(昭和30年)
75	医政局	歯科保健課	歯科技工士の死亡、失踪宣告に伴う名簿登録の消除	歯科技工士法施行令第4条第2項		○			厚生労働大臣	○				消除	○			③(昭和30年)
76	医政局	歯科保健課	歯科技工士免許証の書換え交付	歯科技工士法施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣	○				書換	○			③(昭和30年)
77	医政局	歯科保健課	歯科技工士養成所の学則等変更の承認	歯科技工士法施行令第11条第1項		○			地方厚生局長	○				承認	○			③(昭和30年)
78	医政局	歯科保健課	歯科技工士養成所設置者の氏名等変更の届出	歯科技工士法施行令第11条第2項		○			地方厚生局長	○				届出		○		③(昭和30年)
79	医政局	歯科保健課	歯科技工士養成所の定期報告	歯科技工士法施行令第12条		○			地方厚生局長	○				報告		○		③(昭和30年)
80	医政局	歯科保健課	指定養成所の指定の取消し	歯科技工士法施行令第16条		○			地方厚生局長	○				取消	○			③(昭和30年)
81	医政局	医事課	柔道整復師の免許	柔道整復師法第3条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○			③(昭和45年)
82	医政局	医事課	柔道整復師の試験	柔道整復師法第10条	○				厚生労働大臣	○				試験	○			③(昭和45年)
83	医政局	医事課	柔道整復師養成施設の指定	柔道整復師法第12条	○				地方厚生局長	○				指定	○			③(昭和45年)
92	医政局	医事課	視能訓練士の免許	視能訓練士法第3条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○			③(昭和46年)
93	医政局	医事課	視能訓練士の試験	視能訓練士法第11条	○				厚生労働大臣	○				試験	○			③(昭和46年)
94	医政局	医事課	視能訓練士養成所の指定	視能訓練士法第14条第1号、第2号	○				地方厚生局長	○				指定	○			③(昭和46年)
95	医政局	医事課	外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	視能訓練士法第14条第3号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定	○			③(昭和46年)
96	医政局	医事課	視能訓練士名簿の訂正	視能訓練士法施行令第3条第1項		○			厚生労働大臣(医政局医事課長)	○				訂正	○			③(昭和46年)
97	医政局	医事課	視能訓練士の死亡、失踪宣告に伴う名簿の登録の消除	視能訓練士法施行令第4条第2項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				消除	○			③(昭和46年)
98	医政局	医事課	視能訓練士免許証の書換え交付	視能訓練士法施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○			③(昭和46年)
99	医政局	医事課	視能訓練士養成所の学則等変更の承認	視能訓練士法施行令第12条第1項		○			地方厚生局長	○				承認	○			③(昭和46年)
100	医政局	医事課	視能訓練士養成所の設置者の氏名等変更の届出	視能訓練士法施行令第12条第2項		○			地方厚生局長	○				届出		○		③(昭和46年)

番号	1 所管局等名			2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
101	医政局	医事課	視能訓練士養成所の学年別学生数等の報告	視能訓練士法施行令第13条		○			地方厚生局長	○				報告		○		◎(昭和46年)
102	医政局	医事課	指定養成所の指定の取消し	視能訓練士法施行令第16条		○			地方厚生局長	○				取消	○			◎(昭和46年)
103	医政局	医事課	診療放射線技師の免許	診療放射線技師法第3条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○			◎(昭和26年)
104	医政局	医事課	診療放射線技師の試験	診療放射線技師法第18条	○				厚生労働大臣	○				試験	○			◎(昭和26年)
105	医政局	医事課	診療放射線技師養成所の指定	診療放射線技師法第20条第1号	○				地方厚生局長	○				指定	○			◎(昭和26年)
106	医政局	医事課	外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	診療放射線技師法第20条第2号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定	○			◎(昭和26年)
107	医政局	医事課	診療放射線技師籍の訂正	診療放射線技師法施行令第1条の3第1項		○			厚生労働大臣(医政局医事課長)	○				訂正	○			◎(昭和28年)
108	医政局	医事課	診療放射線技師の死亡、失踪宣告に伴う診療放射線技師籍の登録の消除	診療放射線技師法施行令第2条第2項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				消除	○			◎(昭和28年)
109	医政局	医事課	診療放射線技師免許証の書換え交付	診療放射線技師法施行令第3条第1項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○			◎(昭和28年)
110	医政局	医事課	診療放射線技師養成所の学則等変更の承認	診療放射線技師法施行令第9条第1項		○			地方厚生局長	○				承認	○			◎(昭和28年)
111	医政局	医事課	診療放射線技師養成所の設置者の氏名等変更の届出	診療放射線技師法施行令第9条第2項		○			地方厚生局長	○				届出		○		◎(昭和28年)
112	医政局	医事課	診療放射線技師養成所の定期報告	診療放射線技師法施行令第10条		○			地方厚生局長	○				報告		○		◎(昭和28年)
113	医政局	医事課	指定養成所の指定の取消し	診療放射線技師法施行令第13条第1項		○			地方厚生局長	○				取消	○			◎(昭和28年)
114	医政局	看護課	保健師の免許	保健師助産師看護師法第7条第1項	○				厚生労働大臣	○				免許	○			◎(昭和26年)
115	医政局	看護課	助産師の免許	保健師助産師看護師法第7条第2項	○				厚生労働大臣	○				免許	○			◎(昭和26年)
116	医政局	看護課	看護師の免許	保健師助産師看護師法第7条第3項	○				厚生労働大臣	○				免許	○			◎(昭和25年)
118	医政局	看護課	(1)保健師(2)助産師(3)看護師の国家試験 (4)准看護師試験	保健師助産師看護師法第18条	○				厚生労働大臣((1)~(3)) 都道府県知事((4))	○		○		試験	○			◎(昭和25年)
119	医政局	看護課	保健師養成所の指定	保健師助産師看護師法第19条第2号	○				地方厚生局長	○				指定	○			◎(昭和23年)
120	医政局	看護課	外国の保健師学校等を卒業した者等の受験資格の認定	保健師助産師看護師法第19条第3号	○				厚生労働大臣	○				認定	○			◎(昭和26年)
121	医政局	看護課	助産師養成所の指定	保健師助産師看護師法第20条第2号	○				地方厚生局長	○				指定	○			◎(昭和23年)

番号	1 所管官庁等			2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段			
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
122	医政局	看護課	外国の助産師学校等を卒業した者等の受験資格の認定	保健師助産師看護師法第20条第3号	○				厚生労働大臣	○				認定	○		◎ (昭和26年)
123	医政局	看護課	看護師養成所の指定	保健師助産師看護師法第21条第2号	○				地方厚生局長	○				指定	○		◎ (昭和23年)
124	医政局	看護課	外国の看護師学校等を卒業した者等の受験資格の認定	保健師助産師看護師法第21条第4号	○				厚生労働大臣	○				認定	○		◎ (昭和25年)
125	医政局	看護課	保健師、助産師、看護師の籍の訂正	保健師助産師看護師法施行令第3条第1項		○			厚生労働大臣	○				訂正	○		◎ (昭和28年)
126	医政局	看護課	保健師、助産師、看護師、准看護師の死亡、失踪宣告に伴う登録の抹消	保健師助産師看護師法施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣(保健師、助産師、看護師)都道府県知事(准看護師)	○		○		抹消	○		◎ (昭和28年)
127	医政局	看護課	保健師、助産師、看護師の免許証の書換交付	保健師助産師看護師法施行令第6条第1項		○			厚生労働大臣	○				書換	○		◎ (昭和28年)
128	医政局	看護課	保健師、助産師、看護師養成所の学則等の変更の承認	保健師助産師看護師法施行令第13条第1項		○			地方厚生局長	○				承認	○		◎ (昭和28年)
129	医政局	看護課	保健師、助産師、看護師養成所設置者の氏名等変更の届出	保健師助産師看護師法施行令第13条第2項		○			地方厚生局長	○				届出		○	◎ (昭和28年)
130	医政局	看護課	保健師、助産師、看護師養成所設置者の定期報告	保健師助産師看護師法施行令第14条		○			地方厚生局長	○				報告		○	◎ (昭和28年)
131	医政局	看護課	指定養成所の指定の取消し	保健師助産師看護師法施行令第17条		○			地方厚生局長	○				取消	○		◎ (昭和28年)
132	医政局	医事課	理学療法士又は作業療法士の免許	理学療法士及び作業療法士法第3条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○		◎ (昭和40年)
133	医政局	医事課	理学療法士及び作業療法士の国家試験	理学療法士及び作業療法士法第10条	○				厚生労働大臣	○				試験	○		◎ (昭和40年)
134	医政局	医事課	理学療法士養成施設の指定	理学療法士及び作業療法士法第11条第1号、第2号	○				地方厚生局長	○				指定	○		◎ (昭和40年)
135	医政局	医事課	外国の養成施設等を卒業した者等の受験資格の認定	理学療法士及び作業療法士法第11条第3号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定	○		◎ (昭和40年)
136	医政局	医事課	作業療法士養成施設の指定	理学療法士及び作業療法士法第12条第1号、第2号	○				地方厚生局長	○				指定	○		◎ (昭和40年)
137	医政局	医事課	外国の養成施設等を卒業した者等の受験資格の認定	理学療法士及び作業療法士法第12条第3号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定	○		◎ (昭和40年)
138	医政局	医事課	理学療法士、作業療法士の名簿の訂正	理学療法士及び作業療法士法施行令第3条第1項		○			厚生労働大臣(医政局医事課長)	○				訂正	○		◎ (昭和40年)
139	医政局	医事課	理学療法士等の死亡、失踪宣告に伴う名簿登録の消除	理学療法士及び作業療法士法施行令第4条第2項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				消除	○		◎ (昭和40年)
140	医政局	医事課	理学療法士、作業療法士の免許証の書換え交付	理学療法士及び作業療法士法施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○		◎ (昭和40年)
141	医政局	医事課	理学療法士又は作業療法士の養成施設の学則等変更の承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項		○			地方厚生局長	○				承認	○		◎ (昭和40年)

番号	所管局等名 所管部課名 事項名			2 設置根拠				3 規制主体・内訳				4. 規制手段						
				根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
142	医政局	医事課	理学療法士又は作業療法士養成施設の設置者の住所等変更の届出	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項		○			地方厚生局長	○				届出			○	昭和40年
143	医政局	医事課	理学療法士又は作業療法士養成施設の定期報告	理学療法士及び作業療法士法施行令第12条		○			地方厚生局長	○				報告			○	昭和40年
144	医政局	医事課	指定養成所の指定の取消し	理学療法士及び作業療法士法施行令第15条		○			地方厚生局長	○				取消	○			昭和40年
145	医政局	医事課	臨床検査技師の免許	臨床検査技師等に関する法律第3条第1項	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○			昭和33年
146	医政局	医事課	衛生検査技師の免許	臨床検査技師等に関する法律第3条第2項	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○			昭和33年
147	医政局	医事課	臨床検査技師の国家試験	臨床検査技師等に関する法律第12条	○				厚生労働大臣	○				試験		○		昭和33年
148	医政局	医事課	臨床検査技師養成所の指定	臨床検査技師等に関する法律第15条第1号		○			地方厚生局長	○				指定	○			昭和33年
149	医政局	医事課	外国の養成所等を卒業した者等の受験資格の認定	臨床検査技師等に関する法律第15条第3号		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				認定		○		昭和33年
150	医政局	医事課	臨床検査技師名簿の訂正	臨床検査技師等に関する法律施行令第3条第1項		○			厚生労働大臣(医政局医事課長)	○				訂正		○		昭和33年
151	医政局	医事課	臨床検査技師の死亡、失踪宣告に伴う登録の消除	臨床検査技師等に関する法律施行令第4条第2項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				消除		○		昭和33年
152	医政局	医事課	免許証の書換交付	臨床検査技師等に関する法律施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣(医政局長)	○				書換		○		昭和33年
153	医政局	医事課	臨床検査技師養成所の学則等変更の承認	臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項		○			地方厚生局長	○				承認	○			昭和33年
154	医政局	医事課	臨床検査技師養成所の設置者の氏名等の変更の届出	臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項		○			地方厚生局長	○				届出			○	昭和33年
155	医政局	医事課	臨床検査技師養成所の定期的報告	臨床検査技師等に関する法律施行令第13条		○			地方厚生局長	○				報告			○	昭和33年
156	医政局	医事課	指定養成所の指定の取消し	臨床検査技師等に関する法律施行令第16条		○			地方厚生局長	○				取消	○			昭和33年
157	医政局	医事課	臨床修練指定病院の指定	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				指定	○			昭和62年
158	医政局	医事課	臨床修練の許可	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第3条第1項	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				許可	○			昭和62年
159	医政局	医事課	臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者の認定	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第8条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定		○		昭和62年
160	医政局	医事課	臨床修練の実施状況の報告	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則			○		厚生労働大臣	○				報告			○	昭和62年
161	医政局	医事課	臨床修練計画書の記載事項の変更の届出	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則			○		厚生労働大臣	○				届出			○	昭和62年

番号				2 設置根拠				3 規制主体・内訳				4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)	
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制		中間の規制
162	医政局	医事課	許可証の書換え交付	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則			○		厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○		◎ (昭和62年)
163	医政局	医事課	指導医認定証の書換え交付	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則			○		厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○		◎ (昭和62年)
164	医政局	医事課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の免許	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第1条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○		◎ (昭和23年)
165	医政局	医事課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の試験	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項	○				厚生労働大臣	○				試験	○		◎ (昭和23年)
166	医政局	医事課	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設の認定	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項	○				地方厚生局長	○				認定	○		◎ (昭和23年)
167	医政局	医事課	認定養成施設の教育課程等の変更の承認	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第3項	○				地方厚生局長	○				承認	○		◎ (昭和23年)
195	医政局	医事課	義肢装具士の免許	義肢装具士法第3条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○		◎ (昭和63年)
196	医政局	医事課	義肢装具士の試験	義肢装具士法第11条	○				厚生労働大臣	○				試験	○		◎ (昭和63年)
197	医政局	医事課	義肢装具士養成所の指定	義肢装具士法第14条第1号から第3号まで	○				地方厚生局長	○				指定	○		◎ (昭和63年)
198	医政局	医事課	外国の養成所卒業者等の受験資格の認定	義肢装具士法第14条第4号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定	○		◎ (昭和63年)
199	医政局	医事課	義肢装具士名簿の訂正	義肢装具士法施行規則第3条第1項			○		厚生労働大臣(医政局医事課長)	○				訂正	○		◎ (昭和63年)
200	医政局	医事課	義肢装具士の死亡、失踪宣告に伴う名簿の登録の消除	義肢装具士法施行規則第4条第2項			○		厚生労働大臣(医政局長)	○				消除	○		◎ (昭和63年)
201	医政局	医事課	義肢装具士免許証の書換え交付	義肢装具士法施行規則第6条第1項			○		厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○		◎ (昭和63年)
202	医政局	医事課	義肢装具士養成所の学則等変更の承認	義肢装具士学校養成所指定規則<義肢装具士法>第3条第1項			○		地方厚生局長	○				承認	○		◎ (昭和63年)
203	医政局	医事課	義肢装具士養成所の住所等変更の届出	義肢装具士学校養成所指定規則<義肢装具士法>第3条第3項			○		地方厚生局長	○				届出	○		◎ (昭和63年)
204	医政局	医事課	義肢装具士養成所の定期報告	義肢装具士学校養成所指定規則<義肢装具士法>第5条			○		地方厚生局長	○				報告	○		◎ (昭和63年)
205	医政局	医事課	指定養成所の指定の取消し	義肢装具士学校養成所指定規則<義肢装具士法>第8条			○		地方厚生局長	○				取消	○		◎ (昭和63年)
230	医政局	研究開発振興課	鍼工業技術研究組合の設立認可	鍼工業技術研究組合法第8条第1項	○				試験研究の成果が直接利用される事業を所管する大臣(厚生労働大臣(厚生労働事務次官))	○				認可	○		◎ (S36)
231	医政局	研究開発振興課	定款変更認可	鍼工業技術研究組合法第10条第1項	○				試験研究の成果が直接利用される事業を所管する大臣(厚生労働大臣(厚生労働事務次官))	○				認可	○		◎ (S36)
232	医政局	研究開発振興課	規約の設定、変更、廃止の届出	鍼工業技術研究組合法第11条第2項	○				試験研究の成果が直接利用される事業を所管する大臣(厚生労働大臣)	○				届出	○		◎ (S36)

番号	2 設置根拠			3 規制主体・内訳				4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)						
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人		地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
233	医政局	研究開発振興課	事業計画及び収支予算書の届出	雇工業技術研究組合法第12条第1項	○				試験研究の成果が直接利用される事業を所管する大臣(厚生労働大臣)	○				届出			○	◎(S36)
234	医政局	研究開発振興課	事業計画及び収支予算書の変更の届出	雇工業技術研究組合法第12条第2項	○				試験研究の成果が直接利用される事業を所管する大臣(厚生労働大臣)	○				届出			○	◎(S36)
240	医政局	医事課	死体解剖資格の認定	死体解剖保存法第2条第1項第1号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定		○		◎(昭和24年)
243	医政局	経済課	協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	○				主務大臣(厚生労働大臣(厚生労働事務次官)) 都道府県知事(一の都道府県の区域内にある協業組合に関するもの)	○		○		認可	○			◎(S42)
252	医政局	経済課	商工組合の特別の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				承認	○			◎(S37)
263	医政局	経済課	協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	○				主務大臣(厚生労働大臣(厚生労働事務次官)) 都道府県知事(都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会に関するもの)	○		○		認可	○			◎(S42)
264	医政局	経済課	協業組合の組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	○				行政庁(厚生労働大臣)	○				届出			○	◎(S42)
265	医政局	経済課	事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	○				行政庁(厚生労働大臣(厚生労働事務次官))	○				認可	○			◎(S32)
266	医政局	経済課	事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出			○	◎(S32)
267	医政局	経済課	商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第5項準用)	○				主務大臣(厚生労働大臣(厚生労働事務次官)) 都道府県知事(都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会に関するもの)	○		○		認可	○			◎(S32)
268	医政局	経済課	商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項(第96条第8項準用)	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出			○	◎(S32)
285	医政局	経済課	役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	○				行政庁(厚生労働大臣)	○				届出			○	◎(S30)
290	医政局	経済課	事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項	○				行政庁(厚生労働大臣)	○				届出			○	◎(S24)
300	医政局	医事課	臨床工学技士の免許	臨床工学技士法第3条	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				免許	○			◎(昭和63年)
301	医政局	医事課	臨床工学技士の試験	臨床工学技士法第11条	○				厚生労働大臣	○				試験		○		◎(昭和63年)
302	医政局	医事課	臨床工学技士養成所の指定	臨床工学技士法第14条第1号から第3号まで	○				地方厚生局長	○				指定	○			◎(昭和63年)
303	医政局	医事課	外国の養成所卒業者等の受験資格の認定	臨床工学技士法第14条第5号	○				厚生労働大臣(医政局長)	○				認定		○		◎(昭和63年)
304	医政局	医事課	臨床工学技士名簿の訂正	臨床工学技士法施行規則第3条第1項				○	厚生労働大臣(医政局医事課長)	○				訂正		○		◎(昭和63年)
305	医政局	医事課	臨床工学技士の死亡、失踪宣告に伴う名簿の登録の消除	臨床工学技士法施行規則第4条第2項				○	厚生労働大臣(医政局長)	○				消除		○		◎(昭和63年)

番号	2 設置根拠			3 規制主体・内訳					4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)					
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体		その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
306	医政局	医事課	臨床工学校士免許証の書換え交付	臨床工学校士法施行規則第6条第1項			○		厚生労働大臣(医政局長)	○				書換	○			◎(昭和63年)
307	医政局	医事課	臨床工学校士養成所の学則等変更の承認	臨床工学校士学校養成所指定規則<臨床工学校士法>第3条第1項			○		地方厚生局長	○				承認	○			◎(昭和63年)
308	医政局	医事課	臨床工学校士養成所の住所等変更の届出	臨床工学校士学校養成所指定規則<臨床工学校士法>第3条第3項			○		地方厚生局長	○				届出			○	◎(昭和63年)
309	医政局	医事課	臨床工学校士養成所の定期報告	臨床工学校士学校養成所指定規則<臨床工学校士法>第5条			○		地方厚生局長	○				報告			○	◎(昭和63年)
310	医政局	医事課	指定養成所の指定の取消し	臨床工学校士学校養成所指定規則<臨床工学校士法>第8条			○		地方厚生局長	○				取消	○			◎(昭和63年)
321	健康局	総務課生活習慣病対策室	栄養士及び管理栄養士養成施設の生徒の定員等の変更の承認	栄養士法施行令第12条第1項		○			厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				承認	○			◎(昭和22年)
380	健康局	生活衛生課	適正化規程の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第9条第1項前段	○				厚生労働大臣(健康局長)(食肉、食鳥肉の組合)都道府県知事(上記以外の組合)	○		○		認可	○			◎(昭和32年) ○(昭和54年)
381	健康局	生活衛生課	適正化規程変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第9条第1項後段	○				厚生労働大臣(健康局長)(食肉、食鳥肉の組合)都道府県知事(上記以外の組合)	○		○		認可	○			◎(昭和32年) ○(昭和54年)
382	健康局	生活衛生課	適正化規程廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第12条	○				厚生労働大臣(食肉、食鳥肉の組合)都道府県知事(上記以外の組合)	○		○		届出			○	◎(昭和32年)
383	健康局	生活衛生課	共済に係る規定の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の2第1項	○				厚生労働大臣	○				認可	○			◎(昭和37年)
384	健康局	生活衛生課	共済に係る規程の変更、廃止の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の2第3項	○				厚生労働大臣	○				認可	○			◎(昭和37年)
385	健康局	生活衛生課	法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の10第1項前段	○				厚生労働大臣(事務次官)(食肉、食鳥肉の組合)都道府県知事(上記以外の組合)	○		○		認可	○			◎(昭和39年)
386	健康局	生活衛生課	法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の10第1項後段	○				厚生労働大臣(事務次官)(食肉、食鳥肉の組合)都道府県知事(上記以外の組合)	○		○		認可	○			◎(昭和39年)
387	健康局	生活衛生課	法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第14条の10第3項(第12条準用)	○				厚生労働大臣(健康局長)(食肉、食鳥肉の組合)都道府県知事(上記以外の組合)	○		○		届出			○	◎(昭和39年)
388	健康局	生活衛生課	適正化基準の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第55条前段	○				厚生労働大臣(事務次官)	○				認可	○			◎(昭和32年)
389	健康局	生活衛生課	適正化基準変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第55条後段	○				厚生労働大臣(事務次官)	○				認可	○			◎(昭和32年)
390	健康局	生活衛生課	適正化基準廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第12条準用)	○				厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和32年)
391	健康局	生活衛生課	共済又は再共済に係る規程の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第14条の2第1項準用)	○				厚生労働大臣(健康局長)	○				認可	○			◎(昭和37年)

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	2 設置根拠				3 規制主体・内訳					4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)	
				根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制		弱い規制
392	健康局	生活衛生課	共済又は再共済に係る規程の変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第14条の2第3項準用)	○				厚生労働大臣(健康局長)	○				認可	○			◎(昭和37年)
393	健康局	生活衛生課	会員たる組合の行う法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第14条の10第1項前段準用)	○				厚生労働大臣(事務次官)	○				認可	○			◎(昭和39年)
394	健康局	生活衛生課	会員たる組合の行う法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第14条の10第1項後段準用)	○				厚生労働大臣(事務次官)	○				認可	○			◎(昭和39年)
395	健康局	生活衛生課	会員たる組合の行う法第8条第1項第1号及び第2号に係る事業につきアウトサイダーと締結する組合協約廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第14条の10第3項準用)	○				厚生労働大臣	○				届出		○		◎(昭和39年)
396	健康局	生活衛生課	生活衛生同業組合連合会設立の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第24条第1項準用)	○				厚生労働大臣(事務次官)	○				認可	○			◎(昭和32年)
397	健康局	生活衛生課	生活衛生同業組合連合会の定款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第28条第3項準用)	○				厚生労働大臣(事務次官 健康局長 生活衛生課長)	○				認可	○			◎(昭和32年)
398	健康局	生活衛生課	定款に記載する事務所所在地変更の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第28条第5項準用)	○				厚生労働大臣(生活衛生課長)	○				届出		○		◎(昭和32年)
399	健康局	生活衛生課	組合員たる組合による総会招集の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第42条準用)	○				厚生労働大臣(生活衛生課長)	○				承認	○			◎(昭和32年)
400	健康局	生活衛生課	共済又は共済事業を行う生活衛生同業組合連合会の解散に係る総会の決議の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条(第50条第2項準用)	○				厚生労働大臣(健康局長)	○				認可	○			◎(昭和37年)
401	健康局	生活衛生課	振興計画の認定	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項	○				地方厚生局長	○				認定	○			◎(昭和54年)
402	健康局	生活衛生課	生活衛生同業組合等の振興計画の実施状況報告	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項	○				地方厚生局長	○				報告		○		◎(昭和54年)
403	健康局	生活衛生課	全国生活衛生営業指導センターの指定	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の9第1項	○				厚生労働大臣	○				指定	○			◎(昭和54年)
404	健康局	生活衛生課	全国生活衛生営業指導センターの事務所所在地変更の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の11(第57条の3第4項準用)	○				厚生労働大臣	○				事前届出		○		◎(昭和54年)
405	健康局	生活衛生課	全国生活衛生営業指導センターの事業の一部委託の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の11(第57条の4第2項準用)	○				厚生労働大臣	○				承認	○			◎(昭和54年)
406	健康局	生活衛生課	全国生活衛生営業指導センターの事業計画及び収支予算の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の11(第57条の5第1項準用)	○				厚生労働大臣	○				届出		○		◎(昭和54年)
407	健康局	生活衛生課	全国生活衛生営業指導センターの事業状況等の報告	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の11(第57条の5第2項準用)	○				厚生労働大臣	○				報告		○		◎(昭和54年)
408	健康局	生活衛生課	標準営業約款の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の12第1項前段	○				厚生労働大臣(事務次官)	○				認可	○			◎(昭和54年)
409	健康局	生活衛生課	標準営業約款変更の認可	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の12第1項後段	○				厚生労働大臣(事務次官 健康局長)	○				認可	○			◎(昭和54年)
410	健康局	生活衛生課	標準営業約款の標識の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の13第3項	○				厚生労働大臣	○				届出		○		◎(昭和54年)
411	健康局	生活衛生課	標準営業約款の登録業務に係る基準の承認	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の13第5項	○				厚生労働大臣(健康局長)	○				承認	○			◎(昭和54年)

番号	2 設置根拠			3 規制主体・内訳					4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)					
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体		その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
412	健康局	生活衛生課	標準営業約款廃止の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の15(第12条準用)	○				厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和54年)
413	健康局	生活衛生課	振興計画変更の認定	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項		○			地方厚生局長	○				認定		○		◎(昭和54年)
414	健康局	生活衛生課	連合会の決算報告	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第14条(第5条の8準用)			○		厚生労働大臣	○				報告			○	◎(昭和32年)
415	健康局	生活衛生課	連合会の役員変更の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第14条(第6条準用)			○		厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和32年)
416	健康局	生活衛生課	破産等による連合会解散の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第14条(第9条準用)			○		厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和32年)
417	健康局	生活衛生課	連合会会員の異動の報告	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第14条(第11条準用)			○		厚生労働大臣	○				報告			○	◎(昭和32年)
418	健康局	生活衛生課	標準営業約款に係る営業者の登録の有効期間の届出	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第26条第2項			○		厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和54年)
419	健康局	総務課生活習慣病対策室	調理師養成施設の指定	調理師法第3条第1項第1号	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				指定	○			◎(昭和33年)
420	健康局	総務課生活習慣病対策室	調理技術の審査	調理師法第8条の3第1項	○				厚生労働大臣(健康局長)	○				審査		○		◎(昭和56年)
424	健康局	総務課生活習慣病対策室	指定養成施設の入所に関する認定	調理師法施行規則附則第3項第7号			○		厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				認定		○		◎(昭和48年)
456	健康局	生活衛生課	建築物環境衛生管理技術者免状の交付	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項	○				厚生労働大臣	○				交付			○	◎(昭和45年)
466	健康局	生活衛生課	建築物清掃等業登録業者等の団体の指定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6第1項	○				厚生労働大臣	○				指定	○			◎(昭和55年)
467	健康局	生活衛生課	建築物清掃等業団体の業務の一部委託の承認	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6第3項	○				厚生労働大臣	○				承認	○			◎(昭和55年)
473	健康局	生活衛生課	受講資格を有する者の認定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第6条第7号			○		厚生労働大臣	○				認定		○		◎(昭和46年)
474	健康局	生活衛生課	受講資格を有する者の認定	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第7条第9号			○		厚生労働大臣	○				認定		○		◎(昭和46年)
475	健康局	生活衛生課	免状の書換え交付	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第11条第1項			○		厚生労働大臣	○				書換		○		◎(昭和46年)
547	健康局	結核感染症課	検査済証のない航空機を着陸させ若しくは着水させる許可	検疫法第4条ただし書	○				検疫所長	○				許可	○			◎(昭和26年)
548	健康局	結核感染症課	検査感染症の病原体に汚染していないことの確認	検疫法第5条ただし書第1号	○				検疫所長	○				確認		○		◎(昭和26年)
549	健康局	結核感染症課	交通等制限の特例の許可	検疫法第5条ただし書第3号	○				検疫所長 保健所長(検疫法第22条第3項及び第23条第4項に定める船舶等に限る。)	○				許可	○			◎(昭和26年)

番号				2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
550	健康局	結核感染症課	船舶又は航空機の長に対する検疫済証の交付	検疫法第17条	○				検疫所長	○				交付			○	◎(昭和26年)
552	健康局	結核感染症課	証明書の交付	検疫法第20条	○				検疫所長	○				交付			○	◎(昭和26年)
553	健康局	結核感染症課	検疫を受けるため、検疫港以外に入れるための許可	検疫法第21条第1項ただし書	○				検疫所長	○				許可	○			◎(昭和26年)
587	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	けしがらの輸入又は輸出の許可	あへん法第6条第2項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			◎昭和29年
588	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	あへん廃棄の許可	あへん法第10条	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			◎昭和29年
589	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	けし耕作者又は甲種研究栽培者のけし栽培の許可	あへん法第12条第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			◎昭和29年
590	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	乙種研究栽培者のけし栽培の許可	あへん法第12条第2項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			◎昭和29年
591	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	けし栽培の変更の許可	あへん法第18条第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			◎昭和29年
592	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	あへん又はけしがらの事故の届出	あへん法第20条	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
593	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	けしがらの譲り渡し又は譲り受けの届出	あへん法第21条第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
594	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	栽培許可証記載事項変更の届出	あへん法第22条第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
595	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	栽培許可の失効の届出	あへん法第24条第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
596	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	けしの栽培又は研究廃止の届出	あへん法第25条第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
597	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	許可の失効又は取消によるあへん及びけしがらの数量等の届出	あへん法第28条第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
598	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	許可の失効又は取消によるけしがらの譲り渡し又は譲り受けの届出	あへん法第28条第4項(第21条第1項準用)	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
599	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	あへん売渡しを受けるための申請書の提出	あへん法第34条第2項	○				厚生労働大臣	○				提出			○	◎昭和29年
600	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	あへん又はけしがらの事故の届出	あへん法第37条(第20条準用)	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				届出			○	◎昭和29年
601	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬製造業者が行う定期届出	あへん法第40条第1項	○				厚生労働大臣	○				届出			○	◎昭和29年
602	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	免許が失効した場合等のあへん等の数量の届出	あへん法第41条第1項	○				厚生労働大臣(麻薬製造業者) 都道府県知事(麻薬研究施設の設置者)	○		○		届出			○	◎昭和29年

番号				2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段			
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
603	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	免許の失効等によるけしからの譲り渡し又は譲り受けの届出	あへん法 第41条第4項(第21条第1項準用)	○				厚生労働大臣	○				届出		○	昭和29年
604	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬製造業者等の死亡等によるあへん等の数量の届出	あへん法 第41条第5項(第41条第1項準用)	○				厚生労働大臣(麻薬製造業者) 都道府県知事(麻薬研究施設設置者)	○		○		届出		○	昭和29年
605	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬製造業者等の死亡等によるけしからの譲り渡し又は譲り受けの届出	あへん法 第41条第5項(第41条第4項準用)	○				厚生労働大臣	○				届出		○	昭和29年
610	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	大麻の輸入又は輸出の許可	大麻取締法 第4条第1項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○		昭和28年
611	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	大麻持出しの許可	大麻取締法 第14条ただし書	○				都道府県知事			○		許可	○		昭和23年
695	医薬食品局	化学物質安全対策課	新規化学物質の製造又は輸入の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第3条第1項	○				厚生労働大臣 経済産業大臣 環境大臣	○				許可	○		昭和48年
701	医薬食品局	化学物質安全対策課	外国における新規化学物質の製造又は輸出の届出	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第5条の2第1項	○				厚生労働大臣 経済産業大臣 環境大臣	○				許可	○		昭和58年
704	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤製造業者等の指定 (1)覚せい剤製造業者 (2)覚せい剤施用機関 (3)覚せい剤研究者	覚せい剤取締法 第3条第1項	○				厚生労働大臣(覚せい剤製造業者)(医薬食品局長) 都道府県知事(覚せい剤施用機関 覚せい剤研究者)	○		○		指定	○		昭和26年
705	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤製造業者の業務の廃止等の届出	覚せい剤取締法 第9条第1項	○				厚生労働大臣	○				届出		○	昭和26年
706	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤製造業者等の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法 第9条第4項	○				厚生労働大臣(覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤施用機関の開設者 覚せい剤研究者)	○		○		届出		○	昭和26年
707	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤製造業者の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法 第12条第1項	○				厚生労働大臣	○				届出		○	昭和26年
708	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤研究者による覚せい剤製造の許可	覚せい剤取締法 第15条第1項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○		昭和26年
709	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤の施用又は交付の許可	覚せい剤取締法 第20条第5項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○		昭和26年
710	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤保管営業所の届出	覚せい剤取締法 第22条第1項	○				厚生労働大臣	○				事前届出		○	昭和26年
711	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	事故の届出	覚せい剤取締法 第23条	○				厚生労働大臣(覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤施用機関の管理者 覚せい剤研究者)	○		○		届出		○	昭和26年
712	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	指定失効時に保有していた覚せい剤の品名、数量の報告	覚せい剤取締法 第24条第1項	○				厚生労働大臣(覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤施用機関 覚せい剤研究者)	○		○		報告		○	昭和26年

番号	1 実施機関			2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
713	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	指定失効後譲渡した覚せい剤の品名、数量等の報告	覚せい剤取締法第24条第2項	○				厚生労働大臣(覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤施用機関 覚せい剤研究者)	○		○		報告			○	昭和26年
714	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤製造業者等の死亡等に伴う指定失効時に保有していた覚せい剤の品名、数量及び指定失効後譲渡した覚せい剤の品名、数量等の報告	覚せい剤取締法第24条第4項	○				厚生労働大臣(覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤施用機関 覚せい剤研究者)	○		○		報告			○	昭和26年
715	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤製造業者の定期報告	覚せい剤取締法第29条	○				厚生労働大臣	○				報告			○	昭和26年
716	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第30条の4第1項	○				厚生労働大臣(覚せい剤原料輸入業者等の指定の(1)(3))(地方厚生局長) 都道府県知事(覚せい剤原料業者等の指定の(4)、(5))	○		○		届出			○	昭和30年
717	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料輸入業者等の死亡等による業務廃止等の届出	覚せい剤取締法第30条の4第2項	○				厚生労働大臣(覚せい剤原料輸入業者等の指定の(1)(3))(地方厚生局長) 都道府県知事(覚せい剤原料業者等の指定の(4)、(5))	○		○		届出			○	昭和30年
718	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料輸入業者等の氏名等変更の届出	覚せい剤取締法第30条の5(第12条第1項準用)	○				厚生労働大臣(地方厚生局長) 都道府県知事	○		○		届出			○	昭和30年
719	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料の輸入許可	覚せい剤取締法第30条の6第1項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			昭和30年
720	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料の輸出許可	覚せい剤取締法第30条の6第2項	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			昭和30年
721	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料輸入業者等の原料保管場所の届出	覚せい剤取締法第30条の12第1項第1号	○				地方厚生局長	○				事前届出			○	昭和30年
722	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料の事故の届出	覚せい剤取締法第30条の14	○				地方厚生局長(覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者、病院開設者等、薬局開設者)	○		○		届出			○	昭和30年
723	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	指定失効時等に保有していた覚せい剤原料の品名、数量の報告	覚せい剤取締法第30条の15第1項	○				地方厚生局長(覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者、病院開設者等、薬局開設者)	○		○		報告			○	昭和30年
724	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	指定失効後譲渡した覚せい剤原料の品名、数量等の報告	覚せい剤取締法第30条の15第2項	○				地方厚生局長(覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤製造業者) 都道府県知事(覚せい剤原料取扱者、覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者、病院開設者等、薬局開設者)	○		○		報告			○	昭和30年

番号	1 所管官庁等			2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部署名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
725	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	指定失効時に保有していた覚せい剤原料の品名、数量及び指定失効後譲渡した覚せい剤原料の品名、数量等の報告	覚せい剤取締法第30条の15第4項(第24条第4項準用)	○				地方厚生局長 都道府県知事	○		○		報告		○		昭和30年
726	医薬食品局	医療機器審査管理室	登録認証機関の登録	工業標準化法第19条第1項	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				登録	○			昭和24年
727	医薬食品局	医療機器審査管理室	登録認証機関の登録の更新	工業標準化法第28条第1項	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				更新	○			昭和24年
728	医薬食品局	医療機器審査管理室	登録認証機関の地位承継の届出	工業標準化法第29条第2項	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
729	医薬食品局	医療機器審査管理室	国内登録認証機関の認証した製造業者等又は加工事業者の氏名等の報告	工業標準化法第31条第3項	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				報告		○		昭和24年
730	医薬食品局	医療機器審査管理室	国内登録認証機関の事務所所在地の変更の届出	工業標準化法第32条	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
731	医薬食品局	医療機器審査管理室	国内登録認証機関の業務規程の届出	工業標準化法第33条第1項前段	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
732	医薬食品局	医療機器審査管理室	国内登録認証機関の業務規程の変更の届出	工業標準化法第33条第1項後段	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
733	医薬食品局	医療機器審査管理室	国内登録認証機関の業務の休止又は廃止の届出	工業標準化法第34条	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
734	医薬食品局	医療機器審査管理室	外国登録認証機関の認証した製造業者等又は加工事業者の氏名等の報告	工業標準化法第41条第2項(第31条第3項準用)	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				報告		○		昭和24年
735	医薬食品局	医療機器審査管理室	外国登録認証機関の事務所所在地の変更の届出	工業標準化法第41条第2項(第32条準用)	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
736	医薬食品局	医療機器審査管理室	外国登録認証機関の業務規程の届出	工業標準化法第41条第2項(第33条第1項前段準用)	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
737	医薬食品局	医療機器審査管理室	外国登録認証機関の業務規程の変更の届出	工業標準化法第41条第2項(第33条第1項後段準用)	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
738	医薬食品局	医療機器審査管理室	外国登録認証機関の業務の休止又は廃止の届出	工業標準化法第41条第2項(第34条準用)	○				主務大臣(厚生労働大臣)	○				届出		○		昭和24年
791	医薬食品局	食品安全部基準審査課	常温保存可能品としての認定	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令<食品衛生法>第7条第2項第2号ホ			○		厚生労働大臣	○				認定	○			昭和60年
799	医薬食品局	食品安全部企画情報課	製菓衛生師の資格に関する学力認定	製菓衛生師法施行規則附則第2項第6号			○		厚生労働大臣	○				認定	○			昭和41年
800	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒物劇物製造業、輸入業又は販売業の登録	毒物及び劇物取締法第4条第1項	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部及び販売業) 保健所設置市の長(製造業・輸入業の一部及び販売業) 特別区長(製造業・輸入業の一部及び販売業)	○		○		登録	○			昭和28年

番号	2 設置根拠			3 規制主体・内訳				4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)						
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人		地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
801	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒物劇物製造業、輸入業又は販売業の登録の更新	毒物及び劇物取締法第4条第4項	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部及び販売業)	○		○		更新	○			◎ 昭和28年
802	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒物劇物取扱責任者の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項前段	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部及び販売業) 保健所設置市の長(製造業・輸入業の一部及び販売業) 特別区長(製造業・輸入業の一部及び販売業)	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
803	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒物劇物取扱責任者の変更の届出	毒物及び劇物取締法第7条第3項後段	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部及び販売業) 保健所設置市の長(製造業・輸入業の一部及び販売業) 特別区長(製造業・輸入業の一部及び販売業)	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
804	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒劇物の取扱品目追加に係る登録の変更	毒物及び劇物取締法第9条第1項	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部)	○		○		変更		○		◎ 昭和28年
805	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒物劇物営業者の氏名等変更の届出 (1)氏名、住所、営業所等の名称 (2)施設設備 (3)取扱品目(廃止に係るもの) (4)営業の廃止	毒物及び劇物取締法第10条第1項	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部及び販売業) 保健所設置市の長(製造業・輸入業の一部及び販売業) 特別区長(製造業・輸入業の一部及び販売業)	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
806	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者の登録が失効した場合の届出	毒物及び劇物取締法第21条第1項	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部販売業 特定毒物研究者 特定毒物使用者) 保健所設置市の長 特別区長(製造業・輸入業の一部販売業 特定毒物研究者 特定毒物使用者)	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
807	医薬食品局	化学物質安全対策室	毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者の登録が失効した場合の届出	毒物及び劇物取締法第21条第4項(第21条第1項準用)	○				地方厚生局(下記以外のもの) 都道府県知事(製造業・輸入業の一部販売業 特定毒物研究者 特定毒物使用者) 保健所設置市の長 特別区長(製造業・輸入業の一部販売業 特定毒物研究者 特定毒物使用者)	○		○		届出			○	◎ 昭和28年

番号	1 所管部署等			2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部署名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
808	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬取扱者の免許 (1)麻薬輸入業者 (2)麻薬輸出業者 (3)麻薬製造業者 (4)麻薬製剤業者 (5)家庭麻薬製造業者 (6)麻薬元卸売業者 (7)麻薬卸売業者	麻薬及び向精神薬取締法 第3条第1項	○				厚生労働大臣(免許(1)~(4))(医薬食品局長) 厚生労働大臣(免許(5)、(6))(地方厚生局長) 都道府県知事(免許(7)~(11))	○		○		免許	○			◎ 昭和28年
809	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬取扱者の麻薬に関する業務又は研究廃止の届出	麻薬及び向精神薬取締法 第7条第1項	○				厚生労働大臣(免許(1)~(4)) 厚生労働大臣(免許(5)、(6))(地方厚生局長) 都道府県知事(免許(7)~(11))	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
810	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬取扱者の資格喪失の届出	麻薬及び向精神薬取締法 第7条第2項(第7条第1項準用)	○				厚生労働大臣(免許(1)~(4)) 厚生労働大臣(免許(5)、(6))(地方厚生局長) 都道府県知事(免許(7)~(11))	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
811	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬取扱者の死亡又は解散の届出	麻薬及び向精神薬取締法 第7条第3項	○				厚生労働大臣(免許(1)~(4)) 厚生労働大臣(免許(5)、(6))(地方厚生局長) 都道府県知事(免許(7)~(11))	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
812	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬取扱者の免許証記載事項の変更の届出	麻薬及び向精神薬取締法 第9条第1項	○				厚生労働大臣(免許(1)~(4)) 厚生労働大臣(免許(5)、(6))(地方厚生局長) 都道府県知事(免許(7)~(11))	○		○		届出			○	◎ 昭和28年
813	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	ジアセチルモルヒネ等の譲り渡し等の許可 (1)譲り渡し、譲り受け、廃棄 (2)研究のための製造、製剤、施用、所持	麻薬及び向精神薬取締法 第12条第1項ただし書	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			◎ 昭和28年
814	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬原料植物の栽培の許可	麻薬及び向精神薬取締法 第12条第3項ただし書	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				許可	○			◎ 昭和28年
816	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬輸入の許可	麻薬及び向精神薬取締法 第14条第1項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○			◎ 昭和28年
817	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬輸入許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法 第14条第3項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○			◎ 昭和28年
818	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬輸入業者の輸出許可証明書の提出	麻薬及び向精神薬取締法 第15条	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				提出			○	◎ 昭和28年
820	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬輸出の許可	麻薬及び向精神薬取締法 第18条第1項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○			◎ 昭和28年
821	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬輸出許可申請書記載事項の変更許可	麻薬及び向精神薬取締法 第18条第3項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○			◎ 昭和28年

番号				2 設置根拠				3 規制主体・内訳				4. 規制手段					
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
822	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬又は家庭麻薬製造の許可	麻薬及び向精神薬取締法第21条第1項	○				厚生労働大臣(麻薬)(監視指導・麻薬対策課長) 厚生労働大臣(家庭麻薬)(地方厚生局長)	○				許可	○		◎ 昭和28年
823	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬の製剤及び小分けの許可	麻薬及び向精神薬取締法第23条第1項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○		◎ 昭和28年
824	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬譲渡の許可	麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項	○				厚生労働大臣(監視指導・麻薬対策課長)	○				許可	○		◎ 昭和28年
825	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬の滅失等の事故の届出	麻薬及び向精神薬取締法第35条第1項	○				厚生労働大臣 地方厚生局長(家庭麻薬・元卸売) 都道府県知事	○		○		届出		○	◎ 昭和28年
826	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	免許失効の届出	麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項	○				厚生労働大臣 地方厚生局長(家庭麻薬・元卸売) 都道府県知事	○		○		届出		○	◎ 昭和28年
827	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬を譲り渡した者の麻薬の品名、数量等の届出	麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項	○				厚生労働大臣 地方厚生局長(家庭麻薬・元卸売) 都道府県知事	○		○		届出		○	◎ 昭和28年
828	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬営業者等の死亡等の届出	麻薬及び向精神薬取締法第36条第4項(第36条第1項準用)	○				厚生労働大臣 地方厚生局長(家庭麻薬・元卸売) 都道府県知事	○		○		届出		○	◎ 昭和28年
829	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬輸入業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法第42条	○				厚生労働大臣	○				届出		○	◎ 昭和28年
830	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬輸出業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法第43条	○				厚生労働大臣	○				届出		○	◎ 昭和28年
831	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬製造業者等が行う定期届出 (1)麻薬製造業者 (2)麻薬製剤業者 (3)家庭麻薬製造業者	麻薬及び向精神薬取締法第44条	○				厚生労働大臣 地方厚生局長(家庭麻薬)	○				届出		○	◎ 昭和28年
832	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	麻薬元卸売業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法第45条	○				地方厚生局長	○				届出		○	◎ 昭和28年
874	医薬食品局	総務課	薬剤師の免許	薬剤師法第2条	○				厚生労働大臣(医薬食品局長)	○				免許	○		◎ 昭和36年
878	医薬食品局	総務課	薬剤師名簿の訂正	薬剤師法施行令第5条第1項		○			厚生労働大臣(医薬食品局総務課長)	○				訂正	○		◎ 昭和36年
881	医薬食品局	総務課	薬剤師免許証の書換え交付	薬剤師法施行令第8条第1項		○			厚生労働大臣(医薬食品局総務課長)	○				書換	○		◎ 昭和36年
931	労働基準局	勤労者生活部企画課	金融機関の合併及び転換の認可(存続金融機関、新設金融機関又は転換後の金融機関が労働金庫である場合)	金融機関の合併及び転換に関する法律第5条第1項及び第7項	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				認可	○		◎ 昭和43年
932	労働基準局	勤労者生活部企画課	認可事項の実行の届出	金融機関の合併及び転換に関する法律第68条第1項及び第4項	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				届出		○	◎ 昭和43年
933	労働基準局	勤労者生活部企画課	認可の効力の延長の承認	金融機関の合併及び転換に関する法律第68条第3項及び第4項	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				承認	○		◎ 昭和43年

番号				2 設置根拠				3 規制主体・内訳				4. 規制手段						
	所管局等名	所管部署名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
984	労働基準局	監督課	社会保険労務士会の主たる事務所の所在地の変更の報告	社会保険労務士法施行規則第19条の2			○		労働局長	○				報告		○		◎(昭和53年)
986	労働基準局	監督課	未払賃金の額その他の事項の確認	賃金の支払の確保等に関する法律第7条	○				労働基準監督署長	○				確認		○		◎(昭和51年)
987	労働基準局	監督課	事実上の倒産の認定	賃金の支払の確保等に関する法律施行令第2条第1項第5号		○			労働基準監督署長	○				認定		○		◎(昭和51年)
1030	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	ジクロロベンジジン及びその含有製剤その他の物質の製造許可	労働安全衛生法第56条第1項	○				厚生労働大臣	○				許可	○			◎(昭和47年)
1031	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	新規化学物質の有害性の調査の結果等の届出	労働安全衛生法第57条の3第1項	○				厚生労働大臣	○				事前届出			○	◎(昭和54年)○
1032	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	新規化学物質に労働者がさらされるおそれがない旨及び有害性がない旨の確認	労働安全衛生法第57条の3第1項	○				厚生労働大臣	○				確認		○		◎(昭和54年)
1052	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	製造等が禁止される有害物を試験研究のため製造、輸入しようとする場合の許可	労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号		○			都道府県労働局長	○				許可	○			◎(昭和47年)
1053	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	少量新規化学物質の製造又は輸入に係る確認	労働安全衛生法施行令第18条の4		○			厚生労働大臣	○				確認		○		◎(昭和54年)
1062	労働基準局	安全衛生部労働衛生課	電離放射線障害防止規則<労働安全衛生法>第58条				○		労働基準監督署長	○				報告			○	◎(昭和47年)
1069	労働基準局	安全衛生部安全課	クレーン検査証の書替え	クレーン等安全規則<労働安全衛生法>第9条第3項			○		労働基準監督署長	○				書替		○		◎(昭和47年)
1071	労働基準局	安全衛生部安全課	クレーン特例報告	クレーン等安全規則<労働安全衛生法>第23条第2項第1号			○		労働基準監督署長	○				報告			○	◎(昭和47年)
1093	労働基準局	安全衛生部安全課	デリック検査証の書替え	クレーン等安全規則<労働安全衛生法>第99条第3項			○		労働基準監督署長	○				書替		○		◎(昭和47年)
1095	労働基準局	安全衛生部安全課	デリック特例報告	クレーン等安全規則<労働安全衛生法>第109条第2項第1号			○		労働基準監督署長	○				報告			○	◎(昭和47年)
1106	労働基準局	安全衛生部安全課	エレベーター検査証の書替え	クレーン等安全規則<労働安全衛生法>第143条第3項			○		労働基準監督署長	○				書替		○		◎(昭和47年)
1118	労働基準局	安全衛生部安全課	建設用リフト検査証の書替え	クレーン等安全規則<労働安全衛生法>第177条第3項			○		労働基準監督署長	○				書替		○		◎(昭和47年)
1168	労働基準局	安全衛生部安全課	第1種圧力容器検査証の書替え	ボイラー及び圧力容器安全規則<労働安全衛生法>第79条			○		労働基準監督署長	○				書替		○		◎(昭和47年)
1181	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	鉛業務一部適用除外の認定	鉛中毒予防規則<労働安全衛生法>第2条			○		労働基準監督署長	○				認定		○		◎(昭和47年)
1182	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	鉛業務一部適用除外認定申請書記載事項等の変更報告	鉛中毒予防規則<労働安全衛生法>第4条第3項			○		労働基準監督署長	○				報告			○	◎(昭和47年)
1183	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	鉛健康診断結果報告	鉛中毒予防規則<労働安全衛生法>第55条			○		労働基準監督署長	○				報告			○	◎(昭和47年)

番号				2 設置根拠				3 規制主体・内訳				4. 規制手段					
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
1188	労働基準局	安全衛生部労働衛生課	高気圧業務健康診断結果報告	高気圧作業安全衛生規則<労働安全衛生法> 第40条			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1193	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	四アルキル鉛健康診断結果報告	四アルキル鉛中毒予防規則<労働安全衛生法> 第24条			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1184	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定	特定化学物質障害予防規則<労働安全衛生法> 第6条第1項			○		労働基準監督署長	○				認定	○		◎(昭和47年)
1195	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	特定化学物質障害予防規則一部適用除外申請書等記載事項変更の報告	特定化学物質障害予防規則<労働安全衛生法> 第6条第4項			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1196	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	特定化学物質健康診断結果報告	特定化学物質障害予防規則<労働安全衛生法> 第41条			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1197	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	特定化学物質製造の許可証の書替え	特定化学物質障害予防規則<労働安全衛生法> 第49条第4項			○		厚生労働大臣	○				書替	○		◎(昭和47年)
1198	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	特別管理物質関係記録等の報告	特定化学物質障害予防規則<労働安全衛生法> 第53条			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和50年)
1201	労働基準局	安全衛生部労働衛生課	粉じん障害防止規則一部適用除外の認定	粉じん障害防止規則<労働安全衛生法> 第9条第1項			○		労働基準監督署長	○				認定	○		◎(昭和54年)
1202	労働基準局	安全衛生部労働衛生課	粉じん障害防止規則一部適用除外申請書記載事項の変更報告	粉じん障害防止規則<労働安全衛生法> 第9条第4項			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和54年)
1206	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外の認定	有機溶剤中毒予防規則<労働安全衛生法> 第3条第1項			○		労働基準監督署長	○				認定	○		◎(昭和47年)
1209	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	有機溶剤等健康診断結果報告	有機溶剤中毒予防規則<労働安全衛生法> 第30条の3			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和53年)
1210	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	有機溶剤等健康診断特例の許可	有機溶剤中毒予防規則<労働安全衛生法> 第31条第1項			○		労働基準監督署長	○				許可	○		◎(昭和47年)
1211	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	有機溶剤等健康診断特例の許可申請書等の記載事項の変更報告	有機溶剤中毒予防規則<労働安全衛生法> 第31条第4項			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1216	労働基準局	安全衛生部安全課	総括安全衛生管理者の選任報告	労働安全衛生規則<労働安全衛生法> 第2条第2項			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1227	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	新規化学物質に労働者がさらされるおそれがない旨の確認の申請事項等の変更の届出	労働安全衛生規則<労働安全衛生法> 第34条の6			○		厚生労働大臣	○				届出		○	◎(昭和54年)
1229	労働基準局	安全衛生部労働衛生課	健康診断結果報告	労働安全衛生規則<労働安全衛生法> 第52条			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1251	労働基準局	安全衛生部安全課	労働者死傷病報告	労働安全衛生規則<労働安全衛生法> 第97条第1項			○		労働基準監督署長	○				報告		○	◎(昭和47年)
1254	労働基準局	監督課	貯蓄金管理協定の届出	労働基準法 第18条第2項		○			労働基準監督署長	○				届出		○	◎(昭和22年)
1255	労働基準局	監督課	解雇制限除外認定	労働基準法 第19条第2項		○			労働基準監督署長	○				認定	○		◎(昭和22年)
1256	労働基準局	監督課	解雇予告除外認定	労働基準法 第20条第3項(第19条第2項準用)		○			労働基準監督署長	○				認定	○		◎(昭和22年)

番号	1. 所管部署			2. 設置根拠					3. 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部署名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
1259	労働基準局	監督課	1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届	労働基準法第32条の5第3項(第32条の2第2項準用)	○				労働基準監督署長	○				届出			○	◎(昭和62年)
1260	労働基準局	監督課	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可	労働基準法第33条第1項	○				労働基準監督署長	○				許可	○			◎(昭和22年)
1261	労働基準局	監督課	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届	労働基準法第33条第1項	○				労働基準監督署長	○				届出			○	◎(昭和22年)
1263	労働基準局	監督課	事業場外労働に関する協定届	労働基準法第38条の2第3項	○				労働基準監督署長	○				届出			○	◎(昭和62年)
1267	労働基準局	監督課	監視継続的労働に従事する者に対する適用除外許可	労働基準法第41条第3号	○				労働基準監督署長	○				許可	○			◎(昭和22年)
1269	労働基準局	監督課	年少者に係る深夜業時間延長許可	労働基準法第61条第3項	○				労働基準監督署長	○				許可	○			◎(昭和22年)
1270	労働基準局	監督課	帰郷旅費支給除外認定	労働基準法第64条	○				労働基準監督署長	○				認定		○		◎(昭和22年)
1271	労働基準局	監督課	職業訓練に関する特例許可	労働基準法第71条	○				都道府県労働局長	○				許可	○			◎(昭和22年)
1272	労働基準局	労災補償部労災管理課	休業補償及び障害補償の例外認定	労働基準法第78条	○				労働基準監督署長	○				認定		○		◎(昭和22年)
1275	労働基準局	監督課	寄宿舎規則の届出	労働基準法第95条第1項前段	○				労働基準監督署長	○				届出			○	◎(昭和22年)
1276	労働基準局	監督課	寄宿舎規則変更の届出	労働基準法第95条第1項後段	○				労働基準監督署長	○				届出			○	◎(昭和22年)
1277	労働基準局	監督課	寄宿舎の設置、移転、変更計画の届出	労働基準法第96条の2第1項	○				労働基準監督署長	○				事前届出			○	◎(昭和22年)
1278	労働基準局	監督課	継続的な宿直又は日直勤務許可	労働基準法施行規則第23条				○	労働基準監督署長	○				許可	○			◎(昭和22年)
1279	労働基準局	監督課	集団入坑の場合の時間計算特例許可	労働基準法施行規則第24条				○	労働基準監督署長	○				許可	○			◎(昭和22年)
1281	労働基準局	監督課	休憩時間自由利用除外許可	労働基準法施行規則第33条第2項				○	労働基準監督署長	○				許可	○			◎(昭和22年)
1282	労働基準局	監督課	適用事業等の報告 (1)適用事業に該当の報告 (2)寄宿舎の事故発生報告	労働基準法施行規則第57条第1項				○	労働基準監督署長	○				報告			○	◎(昭和22年)
1286	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の事業免許	労働金庫法第6条	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				免許	○			◎昭和28年
1287	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の免許効力の延長の承認	労働金庫法第30条	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				承認	○			◎昭和28年
1288	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の定款変更等の認可 (1)定款の変更 (2)業務の種類又は方法の変更	労働金庫法第31条	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				認可	○			◎昭和28年
1289	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会を代表する理事並びに常務に従事する役員又は参事の兼職についての認可	労働金庫法第35条第1項	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				認可	○			◎昭和28年

番号				2 設置根拠					3 規制主体・内訳				4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)	
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制		弱い規制
1290	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の会員による総会の招集にかかる認可	労働金庫法第48条	○				金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		認可	○			◎昭和28年
1300	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の合併、事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部譲受けの認可	労働金庫法第62条第6項	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				認可	○			◎昭和28年
1301	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の合併の認可	労働金庫法第64条第4項	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				認可	○			◎昭和28年
1303	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の認可事項実行の届出 (1)事業の開始 (2)子会社の所有 (3)子会社が子会社でなくなったとき (4)子会社が認可対象会社でなくなったとき (5)認可事項の実行 (6)その他内閣府令、厚生労働省令で定める場合	労働金庫法第91条	○				金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		一部事前届出			○	◎昭和28年
1305	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の認可効力の延長の承認	労働金庫法第91条の3ただし書	○				金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		承認	○			◎昭和57年
1306	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の大口信用供与規制の特例の承認	労働金庫法第94条第1項(銀行法第13条第1項ただし書準用)	○				金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		承認	○			◎昭和57年
1309	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の事務所等の臨時休業の届出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第16条第1項前段準用)	○				金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		事前届出			○	◎昭和57年
1310	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の事務所等の臨時休業の再開の届出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第16条第1項後段準用)	○				金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		事前届出			○	◎昭和57年
1311	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告書の提出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第19条第1項準用)	○				金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		提出			○	◎昭和57年
1312	労働基準局	勤労者生活部企画課	連結業務報告書の提出	労働金庫法第94条第1項(銀行法第19条第2項準用)	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				提出			○	◎昭和57年
1313	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の廃業及び解散等の認可	労働金庫法第94条第1項(銀行法第37条第1項準用)	○				金融庁長官及び厚生労働大臣	○				認可	○			◎昭和57年
1323	労働基準局	勤労者生活部企画課	労働金庫及び労働金庫連合会の休日とすることがやむを得ない日の休日の承認	労働金庫法施行令第6条第2項第2号		○			金融庁長官及び厚生労働大臣(都道府県知事)	○		○		承認	○			◎昭和57年
1326	労働基準局	勤労者生活部企画課	業務報告書の提出延期の承認	労働金庫法施行規則第113条第3項ただし書			○		金融庁長官及び厚生労働大臣	○				承認	○			◎昭和57年
1335	労働基準局	労働保険徴収課	印紙保険料納付計器の指定	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第45条第1項			○		厚生労働大臣	○				指定	○			◎(昭和47年)
—	労働基準局	勤労者生活課	勤労者財産形成給付金契約の変更等の承認	勤労者財産形成促進法施行令第23条第4項			○		厚生労働大臣	○				承認	○			◎(昭和50年)
—	労働基準局	勤労者生活課	勤労者財産形成促進法第7条の2第1項の一括支払機関の指定又は変更の届出	勤労者財産形成促進法施行令第25条第1項			○		厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和51年)
—	労働基準局	勤労者生活課	勤労者財産形成給付金契約の解約の届出	勤労者財産形成促進法施行令第25条第2項			○		厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和52年)
—	労働基準局	勤労者生活課	第1種勤労者財産形成基金契約の解約の届出	勤労者財産形成促進法施行令第27条の2第1項			○		厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和53年)

番号				2 設置根拠				3 規制主体・内訳				4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)		
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制		中間の規制	弱い規制
—	労働基準局	勤労者生活課	第2種勤労者財産形成基金契約の解約の届出	勤労者財産形成促進法施行令第27条の2第2項		○			厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和54年)
1641	職業安定局	高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	障害者職業生活相談員の資格認定講習	障害者の雇用の促進等に関する法律第79条第1項	○				独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長		○			講習	○			◎(昭和51年)
1674	職業安定局	雇用開発課	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第16条第1項	○				公共職業安定所長	○				発給		○		◎(昭和56年)
1675	職業安定局	雇用開発課	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第16条第2項	○				公共職業安定所長	○				発給		○		◎(昭和56年)
1676	職業安定局	雇用開発課	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第1条			○		公共職業安定所長	○				発給		○		◎(昭和56年)
1687	職業能力開発局	能力開発課	職業訓練指導員試験の受験資格に関する専修学校等の指定	職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第9号			○		厚生労働大臣	○				指定	○			◎(昭和45年)
1694	職業能力開発局	能力評価課	単一等級の技能検定の受験資格に関する専修学校等の指定	職業能力開発促進法施行規則第64条の6第2項第2号			○		厚生労働大臣	○				指定	○			◎(昭和54年)
1695	職業能力開発局	能力評価課	単一等級の技能検定の受験資格に関する専修学校等の指定	職業能力開発促進法施行規則第64条の6第3項第3号			○		厚生労働大臣	○				指定	○			◎(昭和54年)
1696	職業能力開発局	能力評価課	技能審査の認定	技能審査認定規程<職業能力開発促進法>第1条第1項				○	厚生労働大臣	○				認定		○		◎(昭和48年)
1697	職業能力開発局	能力評価課	認定を受けた技能審査に関する変更の承認	技能審査認定規程<職業能力開発促進法>第5条第1項				○	厚生労働大臣	○				承認	○			◎(昭和48年)
1698	職業能力開発局	能力評価課	認定を受けた技能審査を実施する非営利団体の定款等に関する変更の届出	技能審査認定規程<職業能力開発促進法>第5条第2項				○	厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和48年)
1699	職業能力開発局	能力評価課	認定を受けた技能審査に関する事業計画等の書類の提出	技能審査認定規程<職業能力開発促進法>第6条第1項				○	厚生労働大臣	○				提出			○	◎(昭和48年)
1700	職業能力開発局	能力評価課	認定を受けた技能審査の廃止の届出	技能審査認定規程<職業能力開発促進法>第8条				○	厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和48年)
1701	職業能力開発局	能力評価課	社内検定の認定	社内検定認定規定<職業能力開発促進法>第1条第1項				○	厚生労働大臣	○				認定		○		◎(昭和59年)
1704	職業能力開発局	能力評価課	認定社内検定に関する変更の承認	社内検定認定規定<職業能力開発促進法>第6条第1項				○	厚生労働大臣	○				承認	○			◎(昭和59年)
1705	職業能力開発局	能力評価課	認定社内検定を実施する事業主等の名称等に関する変更の届出	社内検定認定規定<職業能力開発促進法>第6条第2項				○	厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和59年)
1706	職業能力開発局	能力評価課	認定社内検定に関する実施計画書等の書類の提出	社内検定認定規定<職業能力開発促進法>第8条				○	厚生労働大臣	○				提出			○	◎(昭和59年)
1707	職業能力開発局	能力評価課	認定社内検定の廃止の届出	社内検定認定規定<職業能力開発促進法>第10条				○	厚生労働大臣	○				届出			○	◎(昭和59年)
1708	職業能力開発局	育成支援課	職業訓練法人に係る勤労学生控除の認定職業訓練課程証明	所得税法施行規則第47条の2第4項			○		厚生労働大臣	○				証明		○		◎(昭和48年)
1733	社会・福祉局	福祉基礎課	社会福祉事業養成機関又は講習会の指定	社会福祉法第19条第1項第2号	○				厚生労働大臣(地方厚生局長)	○				指定	○			◎(昭和26年)

番号	2 設置根拠			3 規制主体・内訳					4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)					
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体		その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
1734	社会・援護局	福祉基礎課	社会福祉事業従事者試験の指定	社会福祉法第19条第1項第4号	○				厚生労働大臣(社会・援護局長)	○				指定	○			◎ (昭和26)
1735	社会・援護局	福祉基礎課	社会福祉法人の設立の認可	社会福祉法第31条第1項	○				都道府県知事 指定都市の長(主たる事務所が指定都市の区域内にある場合) 中核市の長(主たる事務所が中核市の区域内にある場合) 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長又は雇用均等・児童家庭局長)(その行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる場合)	○		○		認可	○			◎ (昭和26)
1736	社会・援護局	福祉基礎課	社会福祉法人の定款変更の認可	社会福祉法第43条第1項	○				都道府県知事 指定都市の長(主たる事務所が指定都市の区域内にある場合) 中核市の長(主たる事務所が中核市の区域内にある場合) 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長又は雇用均等・児童家庭局長)(その行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる場合)	○		○		認可	○			◎ (昭和26)
1737	社会・援護局	福祉基礎課	社会福祉法人の定款変更の届出	社会福祉法第43条第3項	○				都道府県知事 指定都市の長(主たる事務所が指定都市の区域内にある場合) 中核市の長(主たる事務所が中核市の区域内にある場合) 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長又は雇用均等・児童家庭局長)(その行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる場合)	○		○		届出		○		◎ (昭和45)
1739	社会・援護局	福祉基礎課	社会福祉法人の解散の認定	社会福祉法第46条第2項	○				都道府県知事 指定都市の長(主たる事務所が指定都市の区域内にある場合) 中核市の長(主たる事務所が中核市の区域内にある場合) 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長又は雇用均等・児童家庭局長)(その行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる場合)	○		○		認定	○			◎ (昭和26)
1740	社会・援護局	福祉基礎課	社会福祉法人の解散の届出	社会福祉法第46条第3項	○				都道府県知事 指定都市の長(主たる事務所が指定都市の区域内にある場合) 中核市の長(主たる事務所が中核市の区域内にある場合) 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長又は雇用均等・児童家庭局長)(その行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる場合)	○		○		届出		○		◎ (昭和26)
1741	社会・援護局	福祉基礎課	社会福祉法人の合併の認可	社会福祉法第49条第2項	○				都道府県知事 指定都市の長(主たる事務所が指定都市の区域内にある場合) 中核市の長(主たる事務所が中核市の区域内にある場合) 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長又は雇用均等・児童家庭局長)(その行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる場合)	○		○		認可	○			◎ (昭和26)

番号	1 所管部署			2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部署名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	施行後20年以上(施行年を記入)
1745	社会・援護局	総務課	寄附金募集の許可	社会福祉法第73条第1項	○				都道府県知事 指定都市の長(募集しようとする地域が指定都市の区域内を越えない場合) 中核市の長(募集しようとする地域が中核市の区域内を越えない場合) 厚生労働大臣(募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合)(社会・援護局長、地方厚生局長)	○		○		許可	○			◎ (昭和26)
1746	社会・援護局	総務課	寄附金募集結果の報告	社会福祉法第73条第3項	○				都道府県知事 指定都市の長(募集しようとする地域が指定都市の区域内を越えない場合) 中核市の長(募集しようとする地域が中核市の区域内を越えない場合) 厚生労働大臣(募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合)(社会・援護局長、地方厚生局長)	○		○		報告			○	◎ (昭和26)
1759	社会・援護局	福祉基盤課	共同募金会の設立の認可	社会福祉法第114条	○				都道府県知事 指定都市の長(主たる事務所が指定都市の区域内にある場合) 中核市の長(主たる事務所が中核市の区域内にある場合) 厚生労働大臣(厚生労働事務次官、地方厚生局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、 <small>社会・援護局障害保健福祉部長(厚生労働事務次官、地方厚生局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長)</small>)	○		○		認可	○			◎ (昭和26)
1770	社会・援護局	福祉基盤課	社会福祉士試験	社会福祉士及び介護福祉士法第6条	○				厚生労働大臣	○				試験	○			◎ (昭和62)
1772	社会・援護局	福祉基盤課	社会福祉士の登録	社会福祉士及び介護福祉士法第28条	○				厚生労働大臣	○				登録	○			◎ (昭和62)
1773	社会・援護局	福祉基盤課	社会福祉士の登録事項の変更の届出	社会福祉士及び介護福祉士法第31条第1項	○				厚生労働大臣	○				届出			○	◎ (昭和62)
1775	社会・援護局	福祉基盤課	介護福祉士試験	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第3項(第6条準用)	○				厚生労働大臣	○				試験	○			◎ (昭和62)
1776	社会・援護局	福祉基盤課	介護福祉士の登録	社会福祉士及び介護福祉士法第42条第1項	○				厚生労働大臣	○				登録	○			◎ (昭和62)

番号				2 設置根拠					3 規制主体・内訳					4. 規制手段				施行後20年以上(施行年を記入)
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制	
1777	社会・援護局	福祉基盤課	介護福祉士の登録事項の変更の届出	社会福祉士及び介護福祉士法第42条第2項(第31条第1項準用)	○				厚生労働大臣	○				届出			○	◎ (昭和62)
1788	社会・援護局	地域福祉課	定款変更の認可	消費生活協同組合法第40条第4項	○				厚生労働大臣(社会・援護局長)(地域又は職域が2つ以上の地方厚生局所管区域にまたがる場合) 地方厚生局長(地域又は職域が1つの地方厚生局所管区域内の場合) 都道府県知事	○		○		認可	○			◎ (昭和23)
1789	社会・援護局	地域福祉課	共済事業規約の設定、変更、廃止(変更) (1)実施方法 (2)共済契約 (3)共済掛金及び責任準備金の額の算出方法	消費生活協同組合法第40条第5項	○				厚生労働大臣(社会・援護局長)(地域又は職域が2つ以上の地方厚生局所管区域にまたがる場合) 地方厚生局長(地域又は職域が1つの地方厚生局所管区域内の場合) 都道府県知事	○		○		認可	○			◎ (昭和23)
1790	社会・援護局	地域福祉課	定款変更の届出	消費生活協同組合法第40条第8項	○				厚生労働大臣(社会・援護局長)(地域又は職域が2つ以上の地方厚生局所管区域にまたがる場合) 地方厚生局長(地域又は職域が1つの地方厚生局所管区域内の場合) 都道府県知事	○		○		届出			○	◎ (昭和23)
1795	社会・援護局	地域福祉課	設立の認可	消費生活協同組合法第57条第1項	○				厚生労働大臣(厚生労働事務次官)(地域又は職域が2つ以上の地方厚生局所管区域にまたがる場合) 地方厚生局長(地域又は職域が1つの地方厚生局所管区域内の場合) 都道府県知事	○		○		認可	○			◎ (昭和23)
1796	社会・援護局	地域福祉課	解散の認可	消費生活協同組合法第62条第2項	○				厚生労働大臣(厚生労働事務次官)(地域又は職域が2つ以上の地方厚生局所管区域にまたがる場合) 地方厚生局長(地域又は職域が1つの地方厚生局所管区域内の場合) 都道府県知事	○		○		認可	○			◎ (昭和23)
1797	社会・援護局	地域福祉課	解散組合の継続の認可	消費生活協同組合法第63条第1項ただし書	○				厚生労働大臣(厚生労働事務次官)(地域又は職域が2つ以上の地方厚生局所管区域にまたがる場合) 地方厚生局長(地域又は職域が1つの地方厚生局所管区域内の場合) 都道府県知事	○		○		認可	○			◎ (昭和23)
1798	社会・援護局	地域福祉課	組合員の減少による解散の届出	消費生活協同組合法第64条第2項	○				厚生労働大臣(厚生労働事務次官)(地域又は職域が2つ以上の地方厚生局所管区域にまたがる場合) 地方厚生局長(地域又は職域が1つの地方厚生局所管区域内の場合) 都道府県知事	○		○		届出			○	◎ (昭和23)
1815	社会・援護局	障害保健福祉部企画課	製作品販売法人の指定	身体障害者福祉法第25条第1項	○				厚生労働大臣(障害保健福祉部長)	○				指定	○			◎ (昭和24年)
1816	社会・援護局	障害保健福祉部企画課	製作品受注納入等の法人の指定	身体障害者福祉法第25条第3項	○				厚生労働大臣(障害保健福祉部長)	○				指定	○			◎ (昭和24年)

番号	1 所管官庁等			2 設置根拠				3 規制主体・内訳					4. 規制手段				
	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等条項	法律	政令	省令	告示	処分権者	国(省庁)	独立行政法人	地方公共団体	その他(指定検査機関等)	用語区分	強い規制	中間の規制	弱い規制
1817	社会・援護局	障害保健福祉部企画課	事業等の報告	身体障害者福祉法施行規則第10条			○		厚生労働大臣	○				報告		○	◎ (昭和24年)
1818	社会・援護局	障害保健福祉部精神・障害保健課	精神保健指定医の指定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項	○				厚生労働大臣(障害保健福祉部長)	○				指定	○		◎ (昭和25年)
1888	保険局	保険課	健康保険組合による重要な財産の処分の認可	健康保険法施行令第23条		○			厚生労働大臣	○				認可	○		◎ (大正15年)
1992	政策統括官	労政担当参事官室	労働組合の資格証明	労働組合法第5条第1項	○				都道府県労働委員会又は中央労働委員会	○		○		証明	○		◎○ (昭和24年)
2067	労働基準局 と年金局	労働基準局監督課 年金局事業企画課	社会保険労務士試験の試験科目の一部免除	社会保険労務士法第11条	○				厚生労働大臣 全国社会保険労務士会連合会	○		○		免除	○		◎ (昭和43年) ○
2072	労働基準局 と年金局	労働基準局監督課 年金局事業企画課	社会保険労務士の変更登録	社会保険労務士法第14条の4	○				全国社会保険労務士会連合会			○		登録	○		◎ (昭和56年)
2093	医薬食品局	監視指導・麻薬対策課	覚せい剤原料輸入業者等の指定	覚せい剤取締法第30条の2	○				厚生労働大臣(輸出入業者、製造業者) 都道府県知事(取扱者又は研究者)	○		○		指定	○		◎ 昭和30年
2095	労働基準局	安全衛生部化学物質対策課	有機溶剤等設備の特例の許可	有機溶剤中毒予防規則<労働安全衛生法>第13条第2項			○		労働基準監督署長	○				許可	○		◎ (昭和47年)
2105	職業安定局	高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	障害者職業カウンセラーに係る試験及び講習の指定	障害者の雇用の促進等に関する法律第24条第2項	○				厚生労働大臣	○				指定	○		◎ (昭和62年)
2162	年金局	企業年金国民年金基金課	指定基金による健全化計画の作成	厚生年金保険法第178条の2	○				厚生労働大臣	○				承認	○		◎ (昭和25年)
2169	年金局	企業年金国民年金基金課	連合会の決算	厚生年金基金令第52条の7					厚生労働大臣	○				承認	○		◎ (昭和41年)
2210	医政局	経済課	衛生検査所の登録	臨床検査技師等に関する法律第20条の3	○				都道府県知事 市長または区長(衛生検査所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合)			○		登録	○		S56
2211	医政局	経済課	衛生検査所の登録の変更等	臨床検査技師等に関する法律第20条の4	○				都道府県知事 市長または区長(衛生検査所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合)			○		届出		○	S56
2212	医政局	経済課	衛生検査所からの報告	臨床検査技師等に関する法律第20条の5	○				都道府県知事 市長または区長(衛生検査所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合)			○		報告		○	S56
2213	医政局	経済課	衛生検査所の登録の取消し	臨床検査技師等に関する法律第20条の7	○				都道府県知事 市長または区長(衛生検査所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合)			○		取消	○		S56

(注)

①強い規制

一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為

(例:許可、認可、免許、指定等)

②中間の規制

特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等

(例:認定、検査、登録等)

③弱い規制

一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等

(例:届出、提出、報告等)

「優先的に検討に着手すべき規制・制度改革」への対応方針(府省庁別)

【12/10時点】

分野・事項名	根拠法等	所管府省	対応方針					備考
			① 直ちに 対応するもの	② 対応する方 向ではあるが、 付すべき条件 等を検討する のに一定の期 間要するもの	③ さらに論点 を詰めて検討 するもの	④ 現行でも対 応可能なもの	⑤ 検討するこ とが適切でないもの	
警察庁								
1 3.(2)⑥ 小型モビリティの実用化に向けた検討	道路運送車両法 道路交通法	警察庁 (国土交通省)			○			
2 4.(3)⑥ 日没後の狩猟制限の緩和及び消音器の使用	銃器の所持等に関する法律 銃器の所持及び狩猟の適正化に関する法律	警察庁 (環境省)			○			
3 3.(4)① 映画撮影に係る許可手続の迅速化	道路交通法、火薬類 取締法、道路法、道 路運送車両法、空港 法、自然公園法	警察庁 (経済産業省、国 土交通省、環境 省)				○		
4 3.(4)③ コンテンツ配信関連設備の設置容易化	道路交通法 道路法	警察庁 (国土交通省)				○		
総務省								
5 1.(1)③ グリーンITSの社会実験への周波数配分	電波法	総務省				○		
6 4.(2)⑦ 農地利活用促進のための固定資産課税台帳の閲覧	地方税法	総務省				○		
7 4.(3)③ 森林施業集約化の促進のための固定資産課税台帳の閲覧	地方税法	総務省				○		
法務省								
8 2.(1)⑭ 「医療滞在ビザ」(仮称)の創設および在留資格の明確化*	出入国管理及び 難民認定法	法務省 (外務省)	○					
9 2.(1)⑮ 外国人医師等の受入促進*	出入国管理及び 難民認定法	法務省 (厚生労働省)		○				
10 2.(1)⑰ 日本の医療関連免許を有する外国人医療従事者に対する在留期間の見直し	出入国管理及び 難民認定法	法務省 (厚生労働省)	○					
11 3.(1)① 高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入*	出入国管理及び 難民認定法	法務省 (厚生労働省)		○				
12 4.(1)② 外航クルーズ船の外国人乗客に係る仮上陸許可の行動範囲の拡大	出入国管理及び 難民認定法	法務省				○		
13 3.(1)⑩ 新卒留学生の特区内トライアル雇用に対応する在留資格の創設	出入国管理及び 難民認定法	法務省 (外務省)				○		
14 3.(4)② 海外クリエイター誘致のための在留資格要件の緩和	出入国管理及び 難民認定法	法務省 (厚生労働省)			○			
外務省								
15 2.(1)⑭ 「医療滞在ビザ」(仮称)の創設および在留資格の明確化*(再掲)	出入国管理及び 難民認定法	外務省 (法務省)	○					
16 3.(1)⑩ 新卒留学生の特区内トライアル雇用に対応する在留資格の創設(再掲)	出入国管理及び 難民認定法	外務省 (法務省・厚生労働省)				○		
17 3.(1)⑪ 帰国した卒業留学生の県内再訪に対応するビザの創設	出入国管理及び 難民認定法	外務省					※調整中	

分野・事項名	根拠法等	所管府省	対応方針					備考
			① 直ちに対応するもの	② 対応する方向ではあるが、付すべき条件等を検討するのに一定の期間要するもの	③ さらに論点を詰めて検討するもの	④ 現行でも対応可能なもの	⑤ 検討することが適切でないもの	
財務省								
18	3. (2)④ 国の補助金等により導入した研究設備・備品の使用の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	財務省			○		
19	3. (2)⑤ 補助金の効率的な執行の可能化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	財務省					○
20	3. (3)③ 保税搬入原則の見直し※	関税法	財務省	○				
文部科学省								
21	2. (1)⑱ 統合医療を担う医師等の人材育成の促進	学校教育法	文部科学省			○	○	
22	3. (1)② 大学院教員の専攻の兼務	学校教育法	文部科学省				○	
23	3. (1)⑦ インターナショナルスクールの設置促進	学校教育法 私立学校振興助成法	文部科学省				○	
24	3. (1)⑧ 外国人教員に関わる資格要件の緩和	教育職員免許法	文部科学省				○	
25	3. (1)⑨ 海外の大学院との単位互換数の上限引上げ	学校教育法	文部科学省			○		
厚生労働省								
26	2. (1)① PMDAが採用した民間経験者に対する承認審査、事前相談への従事制限の緩和	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	厚生労働省			○		
27	2. (1)② 新医薬品に対するGMP適合性調査権限の移譲	薬事法	厚生労働省	○				
28	2. (1)③ 国内では未承認の医薬品・医療機器に関する試験的使用の容認	薬事法	厚生労働省		○		○※	※個人輸入等による場合
29	2. (1)④ 保険外併用療養費制度の柔軟化※	健康保険法	厚生労働省			○		
30	2. (1)⑤ コンパッションエッセイ(人道的使用)の検討、特区における先行試験的実施	薬事法	厚生労働省		○			
31	2. (1)⑥ ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例(手続の簡素化)	(ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針)	厚生労働省		○			
32	2. (1)⑦ 臨床研究に係る病床規制特例(特例措置の適用・手続の簡素化)	医療法	厚生労働省		○			
33	2. (1)⑧ 新規医療機器の臨床研究を促進するための医師・企業連携による臨床研究の容認	薬事法	厚生労働省				○	
34	2. (1)⑨ サージカルトレーニングの導入	死体解剖保存法	厚生労働省		○			
35	2. (1)⑩ 重点疾患・分野に関する迅速な治験の実施	薬事法	厚生労働省		○			
36	2. (1)⑪ 治験中における新規医療機器の仕様変更	薬事法	厚生労働省				○	
37	2. (1)⑫ 治験に係る病床規制特例(手続の簡素化)	医療法	厚生労働省		○			

分野・事項名	根拠法等	所管府省	対応方針					備考
			① 直ちに対応するもの	② 対応する方向ではあるが、付すべき条件等を検討するのに一定の期間要するもの	③ さらに論点を詰めて検討するもの	④ 現行でも対応可能なもの	⑤ 検討することが適切でないもの	
38	2. (1)⑬ 医師個人を実施主体とする治験契約の容認	薬事法	厚生労働省			○		
39	2. (1)⑮ 外国人医師の国内での診療に係る臨床修練制度の弾力化*	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例に関する法律	厚生労働省		○			
40	2. (1)⑯ 外国人医師等の受入促進*(再掲)	出入国管理及び難民認定法	厚生労働省(法務省)		○			
41	2. (1)⑰ 日本の医療関連免許を有する外国人医療従事者に対する在留期間の見直し(再掲)	出入国管理及び難民認定法	厚生労働省(法務省)					※法務省で一元的に回答
42	2. (1)⑱ 統合医療に係る保険外併用療養費制度の適用	健康保険法	厚生労働省			○		
43	2. (2)① 分散保有されている医療・健康関係データの地域の機関への集約化	個人情報の保護に関する法律	厚生労働省	○			○*	※匿名化するなど個人情報の保護に関する法律等に抵触しない形とする場合
44	2. (2)② 離島・へき地の患者への遠隔診療、処方の実現*	医師法(遠隔診療)	厚生労働省	○			○*	※離島やへき地における遠隔診療は実施して差し支えないこととしている
45		薬事法(服薬指導)			○			
46	2. (2)③ 高齢者向けグループホーム、デイサービスへの障がい者受入れ要件の緩和	介護保険法 障害者自立支援法	厚生労働省			○		
47	2. (2)④ 障がい者雇用に係る情報の「新しい公共」との共有・一元化	障害者の雇用の促進等に関する法律 職業安定法	厚生労働省		○			
48	2. (2)⑥ 介護保険事業計画における計画水準を超えた施設整備*	介護保険法	厚生労働省				○	
49	3. (1)① 高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入*(再掲)	出入国管理及び難民認定法	厚生労働省(法務省)		○			
50	3. (1)⑩ 新卒留学生の県内トライアル雇用に対応する在留資格の創設(再掲)	出入国管理及び難民認定法	厚生労働省(法務省・外務省)				○	
51	3. (4)② 海外クリエイター誘致のための在留資格要件の緩和(再掲)	出入国管理及び難民認定法	厚生労働省(法務省)			○		
52	4. (1)④ 旅館業法に係る客室面積要件の適用除外(田舎暮らし交流体験民宿)	旅館業法	厚生労働省			○		
53	4. (1)⑤ 町屋・古民家に関する旅館業法の規制緩和(最低客室数及び玄関帳場の設置義務等の緩和)*	旅館業法	厚生労働省			○		
農林水産省								
54	1. (2)⑥ 海岸保全区域又は港湾区域内における再生可能エネルギー設備設置に係る許可基準の明確化*	海岸法 港湾法	国土交通省(農林水産省)		○			
55	1. (3)③ メタン発酵消化液や堆肥の肥料取締法上の規制緩和	肥料取締法	農林水産省				○	
56	4. (2)① 農業生産法人の要件(資本、事業、役員)見直し*	農地法	農林水産省				○	
57	4. (2)② 農業委員会の在り方の見直し*	農地法 農業経営基盤強化促進法	農林水産省				○	

分野・事項名	根拠法等	所管府省	対応方針					備考
			① 直ちに対応するもの	② 対応する方向ではあるが、付すべき条件等を検討するのに一定の期間要するもの	③ さらに論点を詰めて検討するもの	④ 現行でも対応可能なもの	⑤ 検討することが適切でないもの	
58 4.(2)③ 6次産業化、施設園芸推進のための施設整備に係る農地転用規制の緩和	農地法	農林水産省	○※1				○※2	※1 6次産業化のための施設(手続きの簡素化) ※2 施設園芸推進のための施設
59 4.(2)④ 農地利用集積円滑化事業を行う団体の対象拡大	農業経営基盤強化促進法	農林水産省					○	※農地所有者代理事業を行う営利を目的としない主体の場合
60 4.(2)⑤ 農地取得、賃借要件の緩和	農地法	農林水産省					○	
61 4.(2)⑥ 共有農地に関する利用権設定の緩和	農業経営基盤強化促進法	農林水産省					○	
62 4.(3)① 所有者不明の森林を公的に整備する制度の創設(公的主体による暫定的整備を可能とする)	森林法	農林水産省		○				
63 4.(3)② 所有者不明の森林に対する分収育林契約締結事務の簡略化	森林法	農林水産省					○	
経済産業省								
64 1.(1)① 電気自動車の充電に係る課金方法の整備※	電気事業法	経済産業省					○	
65 1.(1)④ 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る環境整備※(再掲)	高圧ガス保安法 建築基準法	経済産業省 (国土交通省)	○					
66 1.(1)⑤ 太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和※	電気事業法	経済産業省		○				
67 1.(2)③ 小水力発電の設置に伴うダム水路主任技術者選任の緩和	電気事業法	経済産業省	○					
68 1.(3)① 容器包装以外のプラスチックのリサイクルのために必要な制度改革(都市油田特区)	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律	経済産業省 (環境省)			○			
69 3.(2)② 工場の緑地面積規定の緩和	工場立地法	経済産業省		○				
70 3.(2)③ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施	独立行政法人中小企業 基盤整備機構法	経済産業省	○					
71 3.(2)⑧ 工場立地に係る緑地規制等の特例	工場立地法	経済産業省	○					
72 3.(4)① 映画撮影に係る許可手続の迅速化(再掲)	道路交通法、火薬類 取締法、道路法、道 路運送車両法、空港 法、自然公園法	経済産業省 (警察庁、国土交 通省、環境省)					○	
国土交通省								
73 1.(1)② 道路の占用許可基準の緩和	道路法	国土交通省			○※1		○※2	※1 道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものの適用除外について ※2 道路法及び施行令に限定列挙されている占用物件への追加について
74 1.(1)④ 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る環境整備※(再掲)	高圧ガス保安法 建築基準法	国土交通省 (経済産業省)	○					
75 1.(1)⑥ 太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化※	建築基準法	国土交通省	○					
76 1.(1)⑦ 低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和※	建築基準法 都市計画法	国土交通省	○					
77 1.(1)⑧ 省エネ機器や自動車蓄電池を多様に組み合わせたホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)住宅普及の為の容積率緩和	建築基準法 都市計画法	国土交通省	○					

分野・事項名	根拠法等	所管府省	対応方針					備考
			① 直ちに対応するもの	② 対応する方向ではあるが、付すべき条件等を検討するのに一定の期間要するもの	③ さらに論点を詰めて検討するもの	④ 現行でも対応可能なもの	⑤ 検討することが適切でないもの	
78 1. (2)⑤ 他の水利使用に従属する小水力発電の許可申請の不要化	河川法	国土交通省			○			
79 1. (2)⑥ 海岸保全区域又は港湾区域内における再生可能エネルギー設備設置に係る許可基準の明確化※(再掲)	海岸法 港湾法	国土交通省 (農林水産省)		○				
80 2. (2)⑤ 自家用有償運送に係る権限委譲等	道路運送法	国土交通省		○				
81 3. (1)③ 立体道路制度の対象の拡充	道路法 都市計画法 建築基準法	国土交通省		○				
82 3. (1)④ 工業地域等における用途規制の緩和	建築基準法	国土交通省	○					
83 3. (1)⑤ 特別用途地区内における用途制限の緩和	建築基準法	国土交通省	○					
84 3. (1)⑥ 権利者負担による区画整理地内の基盤整備の高度化	土地区画整理法	国土交通省				○		
85 3. (2)⑥ 小型モビリティの実用化に向けた検討(再掲)	道路運送車両法 道路交通法	国土交通省 (警察庁)			○			
86 3. (3)① 埠頭株式会社が柔軟且つ効率的な経営を行うための規制緩和	特定外貨埠頭の管理運営に関する法律	国土交通省			○			
87 3. (3)② ふ頭内及び指定道路における45フィートコンテナの輸送実現	道路法	国土交通省	○					
88 3. (3)④ 埠頭貸付制度の対象拡大	港湾法	国土交通省		○				※港湾法等の改正を検討しているところ
89 3. (3)⑤ 工業団地造成事業の造成工場敷地について譲受人の資格要件を拡大	工業団地造成事業法 工業団地造成事業法施行令 工業団地造成事業法施行規則	国土交通省				○		
90 3. (4)① 映画撮影に係る許可手続の迅速化(再掲)	道路交通法、火薬類取締法、道路法、道路運送車両法、空港法、自然公園法	国土交通省 (警察庁、経済産業省、環境省)				○		
91 3. (4)③ コンテンツ配信関連設備の設置容易化(再掲)	道路交通法 道路法	国土交通省 (警察庁)				○		
92 4. (1)① 訪日外国人旅行者の受け入れ体制を整えるための、通訳案内士以外の者による有償ガイドの実施※	通訳案内士法	国土交通省	○					
93 4. (1)③ 旅行業法に係る総合特区内宿泊施設に対する特例	旅行業法	国土交通省		○				

分野・事項名	根拠法等	所管府省	対応方針					備考
			① 直ちに対応するもの	② 対応する方向ではあるが、付すべき条件等を検討するのに一定の期間要するもの	③ さらに論点を詰めて検討するもの	④ 現行でも対応可能なもの	⑤ 検討することが適切でないもの	
環境省								
94	1. (2)① 木質バイオマス等の一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省				○	
95	1. (3)① 容器包装以外のプラスチックのリサイクルのために必要な制度改革(都市油田特区)(再掲)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	環境省 (経済産業省)			○		
96	3. (4)① 映画撮影に係る許可手続の迅速化(再掲)	道路交通法、火薬類取締法、道路法、道路運送車両法、空港法、自然公園法	環境省 (警察庁、国土交通省、経済産業省)				○	
97	4. (3)④ 有害鳥獣の捕獲・狩猟について期間や時間帯の延長	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省			○		
98	4. (3)⑤ 鳥獣保護区での捕獲制限の緩和、箱わな狩猟免許の緩和、免許試験の緩和	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省			○		
99	4. (3)⑥ 日没後の狩猟制限の緩和及び消音器の使用(再掲)	銃器の所持等に関する法律 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省 (警察庁)			○		
合計				20	22	24	32	5

※「規制・制度改革に係る対処方針」(H22.6.18閣議決定)、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)における「日本を元気にする規制改革100」、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)における「規制・制度改革」においてとりあげられているもの。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：警察庁】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信</p> <p>①映画撮影に係る許可手続の迅速化 映画撮影に係る道路使用・占用許可、特殊車両通行許可、火薬類の使用許可、国立公園、空港等の使用許可等について、フィルムコミッションや関係行政機関で構成する連絡協議会により、所要の手続が速やかに行われるよう改善を図る。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	<p>1 道路使用許可について</p> <p>映画撮影を目的とするロケーション等に伴う道路使用許可については、他の要件とともに、地域住民、道路利用者等の合意形成が重要な要素となる。警察庁においては、平成16年3月18日付けで都道府県警察に対して発出した「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(通達)において、ロケーション等の実施主体による地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため、必要があると認めるときは、当該実施主体に対して、適切な助言、情報提供等を行うとともに、当該実施主体、フィルムコミッション、地域住民、道路利用者、地方公共団体の職員、地元運送事業者等から構成される協議会等の協議の場の設置を求めることを指示しており、本件提案に係る連絡協議会の場においても、地域住民、道路利用者等の合意形成が図られた場合には、道路使用許可手続の円滑化が図られるものである。</p> <p>2 火薬類の使用許可について</p> <p>映画の撮影で使用されるような火薬類を使用(消費)するためには、火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)第25条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならないとされているところ、法第52条第1項の規定により、都道府県知事が当該許可をしようとするときは、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p>都道府県公安委員会に対する意見聴取は、都道府県知事が、火薬類の使用(消費)に係る許可に関して公共の安全に影響を及ぼすおそれがあるかどうかを慎重に判断するために行うものである。</p> <p>本要望のような連絡協議会については、公共の安全の確保の見地から都道府県知事による都道府県公安委員会に対する意見聴取等の手続きが確保される限り、現行でも対応可能と考える。</p>

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：警察庁】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信</p> <p>③コンテンツ配信関連設備の設置容易化 公共スペースにおけるデジタルサイネージや無線LANのアクセスポイント等の設置を促進するため、道路の使用許可や占用許可が速やかに得られるよう、申請書や添付書類の簡素化を図るなどの改善を図る。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	<p>道路使用許可について</p> <p>コンテンツ配信関連設備を道路に設置しようとする場合については、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要となることが多いと考えられるところ、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要となる場合については、警察庁において、平成17年3月17日付けで「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」(通達)を発出し、両許可の申請を警察署長又は道路管理者のいずれかにおいて一括して受け付けることができることの周知を図るとともに、一括申請を受け付けた場合には可能な限り速やかに手続を開始させるなど、許可申請手続の一層の簡素化を図っているところである。</p>

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み) ⑩新卒留学生の特区内トライアル雇用に対応する在留資格の創設等 留学生が卒業後も県内での就職活動を継続する場合、現在は大学の推薦状が得られる場合に限り限定的に特定活動として在留資格が付与されるが、最長1年程度を想定したトライアル雇用を認める在留資格及びこれに対応するビザを創設すること等により、留学生の県内就職に向けた取組を支援する。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	<p>[現行でも対応可能である理由]</p> <p>○ 現行制度において、大学を卒業した留学生が就職する際には就労可能な在留資格に変更する必要があるが、当該在留資格変更許可については、雇用期間の定めの有無により差異があるものではなく、現行制度の枠内で対応可能であり、新たに在留資格を創設して対応する必要は認められない。</p> <p>[具体的制度の内容]</p> <p>○ 我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、専門的な知識、技術、技能を有する外国人については積極的に受け入れることとしており、入管法及び関係省令等において活動内容に応じた在留資格及び上陸許可基準等を規定している。</p> <p>○ 上述の専門的・技術的分野の人材の受入れについては、諸外国に見られるような人数制限枠や受入れに際しての労働市場テストを要求しておらず、上陸許可基準において定める経歴等も多くは大卒又は10年程度の実務経験で足りることとしているなど、制約の少ないものとなっている。</p> <p>○ 「トライアル雇用」による就労活動が具体的にどのような内容か判然としないが、大学を卒業した留学生が就職する際には、主に在留資格「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格に変更することが想定されるところ。</p> <p>○ これらの在留資格については、本邦の公私の機関との契約のあることが必要であるが、この契約の期間の長短については特段の要件を設けていない。</p> <p>○ なお、「人文知識・国際業務」及び「技術」の在留資格については、①従事しようとする業務に必要な技術・知識に係る科目を専攻して大学を卒業していること又は10年以上の実務経験、②日本人と同等額以上の報酬という基準が設けられているところ、本件要望の例においては、大学新卒者であること及び専攻科目と業務内容の関連性について柔軟に判断する取扱いとしていることから①の基準は満たしているものと考えられ、②の基準も満たすことが困難であるとは思われないことから、トライアル雇用において上記①・②の基準を満たせずこれらの在留資格を取得できないという事態は想定しがたい。</p> <p>○ したがって、現行制度でも対応可能である。</p>

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信 ②海外クリエイター誘致のための在留資格要件の緩和 特定地域内のコンテンツ製作企業等が外国人クリエイターを誘致するに当たり、身元保証人として当該企業が責任を負うことなどを前提として、円滑な入国や安定的な在留を保証するなど、出入国管理上の優遇措置を講じる。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	③さらに論点を詰めて検討するもの
3. 具体的内容	<p>[検討内容]</p> <p>○ いわゆる「外国人クリエイター」については、現行の学歴、実務経験要件を満たせない場合であっても、映像、アニメ、ゲームといった我が国が誇るコンテンツ産業の集積を図り、海外への発信力を強化するため、専門性・技術性が担保されるのであれば、就労資格を付与すべきという要望が多くなされているところ。</p> <p>○ このため、「外国人クリエイター」について、専門性・技術性を確保する仕組みが整った場合に、上記の在留資格の要件を見直し、「外国人クリエイター」に就労可能な在留資格を付与できるようにすることで、我が国が誇るコンテンツ分野(クール・ジャパン)の海外発信力の強化に資するとともに、コンテンツ産業を中核とした地域活性化に資する。</p> <p>[検討に当たっての論点]</p> <p>○ 我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、専門的な知識、技術、技能を有する外国人については積極的に受け入れることとしており、入管法及び関係省令等において活動内容に応じた在留資格及び上陸許可基準等を規定している。</p> <p>○ 上述の専門的・技術的分野の人材の受入れについては、諸外国に見られるような人数制限枠や受入れに際しての労働市場テストを要求しておらず、上陸許可基準において定める経歴等も多くは大卒又は10年程度の実務経験で足りることとしているなど、制約の少ないものとなっている。</p> <p>○ 他方、いわゆる「外国人クリエイター」については、現行の学歴、実務経験要件を満たせない場合であっても、専門性・技術性が担保されるのであれば、就労資格を付与すべきという要望があることから、現行の在留資格における既存の要件と同等の専門性・技術性を担保する措置を講じつつ、現行の学歴、実務経験要件を緩和することを検討する(その際には、例えばIT技術者の場合、法務大臣が告示する情報処理技術に関する試験に合格している場合あるいは資格を有する場合は、学歴、実務経験を不要としている仕組みが参考となる。)</p> <p>○ 現段階では、具体的ニーズを十分には承知していないことから、「外国人クリエイター」に期待される活動内容(映像分野、アニメ分野、ゲーム)を明らかにし、いずれの在留資格の要件を緩和するのか、総合特区の実施を希望する地域がどの分野の外国</p>

人労働者の就労を期待しているのか、ニーズを踏まえて検討する必要がある。

- また、総合特区で行う場合、外国人労働者の国内移動（転職等）が考えられるところ、総合特区の地域外に転職した場合に就労資格を付与しない（資格変更を要する）ことにするのか、検討が必要である。
- なお、基準を定める場合は、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定めることとされており、日本人を含めた「クリエイター」の就労状況、報酬等の労働条件の把握が必要となる。さらに、厚生労働省等の関係省庁と協議が必要となる。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：外務省】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化 (グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み) <u>⑩新卒留学生の特区内トライアル雇用に対応する在留資格の創設等</u> 留学生が卒業後も県内での就職活動を継続する場合、現在は大学の推薦状が得られる場合に限り限定的に特定活動として在留資格が付与されるが、最長1年程度を想定したトライアル雇用を認める在留資格及びこれに対応するビザを創設すること等により、留学生の県内就職に向けた取組を支援する。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	<p>査証は入国時にのみ必要である。したがって、新卒の留学生が卒業後日本に継続的に滞在する場合、在留資格が問題となるのであって、査証は関係しない。在留資格の創設については法務省の方針に従う。</p>

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：外務省】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化 (グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み) <u>⑪帰国した卒業後留学生の県内再訪に対応するビザの創設</u> 特区内の大学に留学経験を有する卒業生が帰国後に再訪する際のビザについて、マルチビザとする等の特例により、留学生の有する海外ネットワークを活用したビジネスマッチングを支援する。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	(調整中)
3. 具体的内容	(調整中)

別紙様式 A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名： 文部科学省】

1. 事項名	2. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略 (1) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成 iv) 統合医療に関する調査・研究の推進 <u>⑬統合医療を担う医師等の人材育成の促進</u> 統合医療に関する的確な専門知識を有する医師等を養成するために、大学医学部の設置又は既存医学部の収容定員増を認め、統合医療を担う人材の体系的な育成を推進する。
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの、③さらに論点を詰めて検討するもの
3. 具体的内容	統合医療に関する人材養成については、大学において統合医療に係る講座を設ける等は現在でも個々の大学の判断で行うことができるが、さらに大学から教育体制の整備などの要望があれば、有効性・安全性に係る科学的根拠の確立状況等を踏まえつつ、必要に応じて、相談に応じてまいりたい。 なお、学部は医学の基礎的な知識・技能を幅広く修得する段階であるところ、統合医療を担う医師を養成するための増員及び新設については、統合医療の分野に特化して増員枠を設けることの社会的ニーズや、医学部入学時点で学生に専門を選択させることの妥当性の観点から適当ではないと考える。

別紙様式 A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名： 文部科学省】

1. 事項名	3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化 (グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み) <u>⑦インターナショナルスクールの設置促進</u> 学校の設置基準を緩和し、学校教育法1条校とする。
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	幼稚園設置基準・小学校設置基準・中学校設置基準・高等学校設置基準は、 ・学校における教育の質を担保する観点及び多様な学校の設置を促進する観点から、学校の設置に係る基準を最低基準として明確化する。 ・地域の実情に応じた対応が可能となるよう、できる限り弾力的な規定とする。 ・近年の急激な社会変化も勘案しつつ、学校の設置者の多様な教育理念を実現する観点から、できる限り大綱的な規定とする。 等を基本方針として制定された学校設置に際して満たされなければならない基準である。 そのため、現行制度下においても、学校としての基本的な枠組みは維持しつつ、各学校の理念や自治体の実情に応じた多様な学校の設置は可能である。 なお、教育課程の編成・実施についても、「教育課程特例校制度」により、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かした学習指導要領によらない特別の教育課程を編成・実施することが可能である。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：文部科学省】

1. 事項名	3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み) ⑧外国人教員に関わる資格要件の緩和 外国において教育職員に関する免許状を授与された者は、日本において教育職員となることのできるものとみなす。
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能
3. 具体的内容	外国において教員免許を取得した者を当然に日本の教員免許を取得した者とみなすことはできないが、現在の制度においても、外国において授与された免許状を有する者や、外国の学校を卒業・修了した者については、免許状の授与権者である都道府県教育委員会の行う検定により、日本の免許状を授与する仕組みがすでに用意されている(教育職員免許法第18条)。 【参考：教育職員免許法第18条による免許状の授与件数】平成20年度 200件(普通免許状49件、臨時免許状151件) ○教育職員免許法(昭和24年法律第147号) 第十八条 外国(本州、北海道、四国、九州及び文部科学省令で定めるこれらに附属する島以外の地域をいう。以下同じ。)において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：文部科学省】

1. 事項名	3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み) ⑨海外の大学院との単位互換数の上限引上げ 現行では10単位までしか認められていない大学院における単位互換を、15単位まで可能にする。
2. 回答 (①～⑤の別)	③さらに論点を詰めて検討するもの
3. 具体的内容	大学院設置基準第15条(大学設置基準第28条を読み替えて準用)により、他の大学院で履修した内容については、10単位を超えない範囲で修士課程又は博士課程の修了に必要な単位(30単位)に含めてよいこととされている。 このような単位互換制度に関し、学部段階(124単位のうち60単位まで可能)と同程度の15単位程度まで上限を引き上げることについては、中央教育審議会における検討課題として掲げられており、今後、大学院教育の修了要件の在り方全体に関する検討を行う中で、特区地域に限定せず国内大学院全体に関わる事項として、積極的に検討してまいりたい。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：厚生労働省】

1. 事項名	<p>2. ライフ・イノベーションによる健康大戦略 (1) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成 iv) 統合医療に関する調査・研究の推進</p> <p>⑩統合医療に係る保険外併用療養費制度の適用</p> <p>統合医療について、有効性・安全性に係る科学的根拠を確立していくために、通常の保険診療との併用を認め、患者の負担軽減を図ることで、エビデンスの収集を推進する。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	③さらに論点を詰めて検討するもの
3. 具体的内容	<p>○ 我が国の医療保険制度は、国民皆保険の理念の下、必要かつ適切な医療については、原則として保険診療により、かつ、一定の自己負担で、受けられることを基本としている。一方で、現在、①いわゆる差額ベッド等の患者の自由な選択に係るもの(選定療養)や②先進的な医療技術や治験など、将来の保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要なもの(評価療養)については、保険診療と保険外診療との併用を認め、基礎的な部分については保険給付の対象としているところ。併用が認められているもののうち、先進医療制度は、保険医療機関から申請のあった先進的な医療技術について、安全性や有効性等について専門家による検討を経て、保険診療との併用を認めているところであり、統合医療についても、保険医療機関からの申請に基づき、医療技術としての安全性・有効性等について先進医療専門家会議等において評価が行われる必要があると考える。</p> <p>なお、平成22年度には、新規に約10億円の予算を計上し、漢方薬の作用機序の解明等の研究事業を実施している。</p> <p>○ また、統合医療は多種多様なものがあるので、ご提案の統合医療にはどのような範囲が含まれるのか具体的な整理・評価が必要である。</p>

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：厚生労働省】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み)</p> <p>⑩新卒留学生の特区内トライアル雇用に対応する在留資格の創設</p> <p>留学生が特区内の大学を卒業後、最長1年程度を想定したトライアル雇用を認めるとともに、当該留学生が現行の基準では就労可能な在留資格を満たせない場合であっても、試行後の本採用を含めた最長1年程度のトライアル雇用を認める在留資格及びこれに対応するビザを創設することにより、留学生の特区内就職に向けた取組を支援する。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能
3. 具体的内容	<p>○ ご提案のトライアル雇用の内容が必ずしも明らかではないが、留学生が卒業後に就労可能な専門的・技術的分野であれば雇用契約は結ばれるものと考えられ、そうであるとすれば、就労可能な在留資格への変更にあたっての制約要因ではない。</p> <p>○ 我が国における専門的・技術的分野の外国人材の受入れについては、労働市場テストや受入れ枠の設定などもなく、諸外国としても開放的な制度であり、大学を卒業した者であれば、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下、ホワイトカラーや技術者として、我が国で広く就業が可能となっている。</p> <p>○ 就労可能な在留資格への変更については、従事しようとする業務について、必要な技術もしくは知識に関する科目を専攻して大学を卒業していること、又は10年以上の実務経験が必要であるが、留学生の在留資格「技術」及び在留資格「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、当該留学生の大学における専攻科目と企業における活動内容の関連性について、柔軟に判断されているものと承知している。</p> <p>○ したがって専門的・技術的分野であれば、留学生が大学を卒業した場合には、現行でも十分に在留資格変更が認められるため、あえて特区として新たに制度を設ける必要性は乏しいと考える。なお就労可能な在留資格を得る要件を満たせない場合に、トライアル雇用を1年間経験したことをもって無条件に就労可能な高度専門人材と見なすのは不適當である。</p>

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信</p> <p>②海外クリエイター誘致のための在留資格要件の緩和</p> <p>特定地域内のコンテンツ制作企業等が「外国人クリエイター」を誘致するに当たり、当該「外国人クリエイター」が我が国で就労可能な在留資格が付与されるために必要とされる学歴や実務経験の基準を満たせない場合であっても、それに相当する専門的な知識、技術、技能を有する場合は、それを担保する措置を講じることなどを前提として、就労可能な在留資格を付与することを検討する。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	③さらに論点を詰めて検討するもの
3. 具体的内容	<p>○専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、外国人労働者の安易な受入れ範囲の拡大につながり、国内の労働市場の二重構造化とともに、労働条件等の改善を妨げ、ひいては国内の求人充足・人材確保を阻害する懸念もあり、国民生活全体にわたる幅広い見地に立った慎重な対応が必要である。</p> <p>したがって、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず、就業可能な在留資格が付与されない人材にも就労を認める場合には、それらの者が専門的・技術的分野に該当することが不可欠であり、その該当性を判断できる客観的な基準が必要である。</p> <p>○コンテンツクリエイターについても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的・技術的分野として評価できる業務範囲の特定 ・大学卒業資格や実務経験が無い場合に、現行の基準と同等の専門性・技術性を確認するための仕組みの整備 ・労働市場への悪影響を排除するため、日本人クリエイターの就労状況を把握した上での年収要件等の設定などに向けた具体的な検討が必要である。 <p>○なお、コンテンツクリエイターは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある地域に特有といえるものでないとなれば、労働力の移動が予想される ・日本の若年者などが安い賃金で就労している実態があると言われる中で、あえて日本国内に外国人材を入国させる必要があるのかなどから特区として実施するのが適切かつ効果的かについての検討も必要である。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：経済産業省】

1. 事項名	3. アジア経済戦略 (2)先進的な産業・研究開発拠点の形成 ⑥工場立地に係る緑地規制等の特例 総合特区計画に位置づけられた地域においては、工場の立地に関する緑地面積率等について工場立地法の特例を設ける
2. 回答 (①～⑤の別)	①直ちに対応するもの
3. 具体的内容	○総合特区法において工場の立地に関する緑地面積率等について工場立地法の特例を設けることを検討する。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：経済産業省】

1. 事項名	3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信 ①映画撮影に係る許可手続の迅速化 映画撮影に係る道路使用・占有許可、特殊車両通行許可、火薬類の使用許可、国立公園、空港等の使用許可等について、フィルムコミッションや関係行政機関で構成する連絡協議会により、所要の手続が速やかに行われるよう改善を図る。
2. 回答 (①～⑤の別)	④ 現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	○火薬類取締法上、火薬類の消費に係る許可は都道府県知事が行うこととなっている ○したがって、映画撮影を行う地域において、関係者間の協議の場が設けられ、各都道府県がそれに参加することで対応可能。 <参考> 火薬類取締法 (消費) 第二十五条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。 2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。 3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。 4 前各項に定めるもののほか、消費に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：国土交通省】

1. 事項名	<p>1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略 (1) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成 ⑧省エネ機器や自動車蓄電池を多様に組み合わせたホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 住宅普及の為の容積率緩和 省エネ機器や自動車蓄電池を多様に組み合わせたホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 住宅について容積率を緩和する特例措置を講ずる。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	①直ちに対応するもの
3. 具体的内容	<p>・環境負荷低減に資する設備等を設置する場合、当該設備の設置スペースの建築物全体に占める割合が著しく大きい住宅又は建築物については、建築基準法に基づく特定行政庁の許可により、容積率の緩和を行うことが可能。</p> <p>・構造改革特別区域推進本部において取りまとめられた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針(平成22年6月2日)に従い、「自然冷媒ヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減に資する設備が建築基準法に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて、技術的助言を发出し、周知徹底を図る。(実施時期:平成22年度中)」こととしているところ。なお、本事項は全国的に対応する予定である。</p>

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：国土交通省】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (1) 日本のアジア拠点化(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み) ⑥権利者負担による区画整理地内の基盤整備の高度化 権利者の申し出により、自らの負担で基盤整備を高質化できる制度を創設する。加えて、その基盤整備が事業全体に影響を及ぼさない様に する為、事業計画の変更及び換地計画に特例措置を設置する。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能
3. 具体的内容	<p>・権利者の申し出により、自らの負担で基盤整備を高質化することは現行制度において可能である。 (当該基盤が自ら管理するものでない場合は、管理者との協議が必要となる。)</p>

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：国土交通省】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (3) 国際物流拠点等の国際競争力の強化 ⑤工業団地造成事業の造成工場敷地について譲渡人の資格要件拡大 造成工場敷地の譲受人資格は、「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されているが、造成工場敷地を譲り受けた上で製造業者に当該土地を貸し付ける者が、製造業者との間で「所有関係や支配関係」が無くても、或いは、両者が「実質的に一体」でない場合でも、総合特区法に基づく計画に従って、右譲受及び貸付に係る土地において製造工場等の経営が行われることが、総合特区制度の枠組みで確認出来る場合には、自ら製造工場等を経営しようとする者に加えて、「製造工場等を経営する者に土地を貸し付ける者」を、新たに譲受人資格の対象とする。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	<p>【現行でも対応可能な理由】 首都圏法第22条第1項及び近畿圏法第31条第1項において、造成工場敷地の譲受人には、「当該造成工場敷地において自ら製造工場等を経営しようとするもの」であることとされている。米原市から、工業団地造成事業の造成工場敷地における譲受人の資格要件の緩和が提案されているが、拡大要件として提案のあった「自らが土地利用する事業者以外への売払」は、当該事業者が施設を自ら建設しその施設を製造業を生業とする者に賃貸する場合には、製造工場を建設する旨の承認を受けた上で製造工場敷地等に対する賃借権等の設定が承認がされることにより、実質的に製造業が行われることが担保されるため「自ら製造工場等を経営しようとする者」に含むものと解され、現行制度でも対応が可能である。</p> <p>(参考) ○首都圏法第二十二條及び近畿圏法第三十一條（造成工場敷地の譲受人の資格） 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えたものでなければならない。 一 当該造成工場敷地において自ら製造工場等を経営しようとする者であること。 二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。 三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。 ○首都圏法第二十四條及び近畿圏法第三十三條（製造工場等の建設） 施行者であった者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めることにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であった者の承認を受け、当該計画に従って製造工場等を建設しなければならない。 ○首都圏法第二十五條及び近畿圏法第三十四條（造成工場敷地に関する権利の処分の制限） 第十九條第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であった者の長の承認を受けなければならない。</p>

別紙様式A (優先的に検討に着手すべき規制・制度改革)

【府省庁名：国土交通省】

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信 ①映画撮影に係る許可手続の迅速化 映画撮影に係る道路使用・占用許可、特殊車両通行許可、火薬類の使用許可、国立公園、空港等の使用許可等について、フィルムコミッションや関係行政機関で構成する連絡協議会により、所要の手続が速やかに行われるよう改善を図る。</p>
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	<p>・映画撮影に係る道路占用許可、特殊車両通行許可、空港の使用許可等に限らず、国土交通省所管の分野に関して、映画撮影を行う地域において関係者間の協議の場が設けられた場合には、映画撮影に関する所要の手続をスムーズに行うことができるよう、参加形態に拘らず、必要な情報交換を行う等、対応することは可能である。</p>

1. 事項名	3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信 ③コンテンツ配信関連設備の設置の容易化 公共スペースにおけるデジタルサイネージや無線 LAN のアクセスポイント等の設置を促進するため、道路の使用許可や占用許可が速やかに得られるよう、申請書や添付書類の簡素化を図るなどの改善を図る。
2. 回答 (①～⑤の別)	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	道路占用許可手続き等については、デジタルサイネージや無線 LAN のアクセスポイント等の設置も含め、申請者の利便を図るため、添付書類を必要最小限にするなど、できるだけ簡素化するよう努めている。 また、道路占用許可及び道路使用許可の両方が必要な場合には、申請者の負担軽減のため、道路占用許可申請書の提出は所轄警察署長を、道路使用許可申請書の提出は道路管理者を経由して、それぞれ行うことができるよう窓口の一本化を図っている。

1. 事項名	<p>3. アジア経済戦略 (4) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信 ①映画撮影に係る許可手続きの迅速化 映画撮影に係る道路使用・占用許可、特殊車両通行許可、火薬類の使用許可、国立公園、空港等の使用許可等について、フィルムコミッションや関係行政機関で構成する連絡協議会により、所要の手続が速やかに行われるよう改善を図る。</p>
2. 回答 ①～⑤の別	④現行でも対応可能なもの
3. 具体的内容	<p>国立公園については、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）第20条及び第21条において、国立公園のうち特別地域又は特別保護地区において工作物や広告物の設置等の一定の行為を行う場合には許可を必要としている。また、国有地や国有施設を使用する場合には所管省庁の許可が必要である。自然景観の優れた国立公園内においては、ご指摘のような映画撮影等がこれまでも数多く行われているところであり、最近では、各自治体や観光協会等により組織されるフィルムコミッションとも日頃より連絡を取り合い、撮影の要望があれば円滑に進むよう努めるとともに、国立公園の魅力が広く伝わるよう積極的な招致活動にも協力している。</p>

総合特区制度に係る税制上の措置（案）について

平成 22 年 12 月 8 日
政府税制調査会資料抜粋

1. 目的

国・地域を通じた規制・制度改革を基軸として、地域活性化の取組みを促進し、成長戦略の推進を図る。このため、
(1) 我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進することを目的とした国際戦略総合特区、
(2) 地域の資源や創意工夫を通じた地域活性化を目的とした地域活性化総合特区
を創設する。

2. 税制措置の概要

※ 平成 26 年 3 月 31 日までに指定を受けた事業者に適用

1) 国際戦略総合特区

- ① 国際戦略総合特区内において、地方公共団体の指定を受けた事業者が、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、認定計画に記載された事業を行うために一定規模以上の設備等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設する。
- ② 国際戦略総合特区内において、地方公共団体の指定を受けた事業者が、専ら、認定計画に記載された総合特区で適用される規制・制度の特例を活用した事業を行う場合、当該指定の日から 5 年間、一定の要件の下、当該事業による所得の一定割合を控除できる制度を創設する。

※ 上記①と②の措置は選択制。

※ 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。

(2) 地域活性化総合特区

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、社会的課題解決に資する事業である特定地域活性化事業を行う指定法人を加える。(エンジェル税制の拡充)

「総合特区制度」の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)

- 経済財政運営の最重要課題は、過去の政権が残してきた**規制・制度の束縛**や、適切な政策及びそのために必要となる財源確保の努力の欠如を**是正し、本来の需要を実現**すること
- ルールの変更や需要面からの政策を呼び水として実行**することによって、これらの**需要を顕在化させるとともに雇用を創出し、日本が本来持つ成長力を実現**することが、優先順位第一の課題
- 制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、**潜在的な需要を抑えているルールを変更することは極めて重要**

○新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

2つのパターンの「総合特区」により、
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する先駆的な取組



地域の包括的・戦略的な挑戦(チャレンジ)

規制・制度改革の大胆な「提案」

「総合特区」としての指定

国と実施主体の「協議の場」の設置

- ・国と地域が一体となって推進
- ・必要な規制・制度改革、税財政・金融措置等を総合的に協議・改善・実施等

地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組

